

○吉田委員長

ただいまから農林水産商工委員会を開会いたします。

いよいよ今年も押し詰まりまして、本日の委員会、今年最後の委員会です。令和6年度はまだ来年3月まででございますけども、よろしく申し上げます。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、農林水産部、両部共管、そして商工労働部の順で所管事項の審査及び調査を行います。本日終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行います。

それでは、農林水産部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、農林水産部長の挨拶を受けます。

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

改めまして、おはようございます。吉田委員長、岩田副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より、農林水産行政の推進に御支援、御指導を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、条例案1件、一般事件案1件、補正予算案2件、報告事項4件について、御説明させていただきます。

報告事項のうち、農林水産基本計画については、部内での検証作業と並行しまして、生産者、市町村、関係団体との意見交換を実施してまいりました。現計画で進めてきた取組の必要性や方向性について御理解をいただきつつありますが、資材価格の高騰や、気候変動対応など、新たな課題への対応についても御意見、御要望もいただいております。こうした御意見等を踏まえ、今年度までに第2期計画として改定できるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

このほか、報告事項としては、日本型直接支払制度の実施状況と、来年度に向けた国の検討状況、それから米の需給、水と緑の森づくり税次期対策のパブリックコメントの結果について、御報告させていただきますので、盛りだくさんではありますが、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました農林水産部に係る議案は、条例案1件、一般事件案1件、予算案2件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第162号議案について、執行部から説明をお願いします。

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

それでは、資料1ページを御覧ください。

私からは、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正につきましては、農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴いまして、市町村への事務の権限移譲に関する条例を改正するものでございます。

まず、1ページ目が農地法の改正に係るものとなります。

現在、農地法に基づく事務のうち、農地転用の許可など、18の事務について、市町村に権限移譲しておりますけれども、本年6月に法改正がございまして、下の図に記載しておりますとおり、違反転用の原状回復等の命令に従わなかった場合に、違反情報を公表する事務が新たに新設されました。違反転用に対する処分及び原状回復措置等の事務につきましては、既に市町村に権限移譲しております。今回、新設された公表事務は、それら事務に付随する一連の事務であることから、今回、権限移譲を行うものです。施行期日につきましては、改正法の施行の日、または条例の公布のいずれか遅い日としております。

続いて、資料2ページのほうを御覧ください。こちらが、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴うものです。従来、農地の賃借権の設定等の手続の大半が、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により行われておりまして、その事務につきましては、市町村が行ってまいりました。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されまして、その事務が今年度末で廃止され、来年度から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、地域計画の達成に向け、県が公告する農用地利用集積等促進計画による利用権設定手続に移行することとなったところです。

資料中段の参考(R5実績)を見ていただきますと、従来は農地貸借案件の大多数を占めておりました①の農地中間管理機構、これは島根農業振興公社になりますけれども、機構経由で、農用地利用集積計画により手続を行うものと、②の地権者と耕作者の相対による農用地利用集積計画で手続を行うもの、この2つの手続が中心であったものが、来年度からは、③の機構経由で県が事務を行う農用地利用集積等促進計画へ1本化することとなりまして、県で行う事務が大幅に増加集中することから、手続に時間を要することが懸念されます。

これまで、市町村が行ってきた業務と同様の業務でありまして、市町村の現行の業務のノウハウを生かすことで、手続の迅速化が図られることから、農用地利用集積等促進計画の認可、通知及び公告に係る事務を市町村へ権限移譲するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日から施行としております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等ありましたらお願いいたします。

福田委員。

○福田委員

分かりましたが、この法案が通ることによって、集積している農地の基盤整備をこれからする場合に、市町村もできるということですか。県の事業でやってきていたんですが、これが例えば、面積が少ない割合でも、農地整備を市町村が主体になってできるようになるという背景があるんですか。

○吉田委員長

傍島農村整備課長。

○傍島農村整備課長

お答え申し上げます。農地中間管理機構関連農地整備事業という制度がございまして、これは要件として、全ての農地が中間管理権を設定されて、集積集約されるものを条件にやることができるものになっておりまして、ちょっと今のこの事業と直接の関係はござい

ません。ただ、まだ概算要求の段階ですけれども、来年度から市町村を事業実施主体にするような制度拡充をしているという情報はいただいておりますので、これは概算決定のタイミングで通ってくれば、福田委員がおっしゃるとおり、今度は市町村を事業実施主体として、少し県営よりも小規模な面積で事業実施できるような拡充も今、農林水産省のほうでは検討をしているということは情報としていただいております。それはあくまで概算要求の段階であって、今月中にも行われるかもしれませんが概算決定の結果を見て、また対応してまいりたいと思います。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

事業的には、今、話のあったとおりで、今回の制度改正で直接ってということではございませんので、よろしく願いいたします。

○吉田委員長

よろしいですか。

福田委員。

○福田委員

はい、分かりました。要するに、もっと集積して進めようというためには、大規模ではなくて、幾らか面積が小さくても市町村の身近なところで進めていく方法もあるよ、そういうことを、今、概算要求で要求しているということですか。これとは全く別の話なんでね、了解しました。ありがとうございます。

○吉田委員長

ほかはいかがでしょうか。

成相委員。

○成相委員

農地転用などについて、権限を市町村のほうに移譲するという今度の改正について、そもそも農地集積そのものが非常に滞って、実際、今年でしたか、去年か、8割、担い手に集積させるっていう目標は達成できませんでした。その上に、農地転用の進捗具合などの、要するに、除外行為がやっぱり相変わらず歯止めがかかってないという、これは構造的にはやっぱり何か農地法自体に欠陥があって、その運用についてやっぱり大きな返しがあるから、そういうふうな実態が、ずっと継続していると。ちょうど私には小手先に思えるんですよ、こういうことしたって。ああ、かえって市町村が権限を持ってしまうと簡単にやってしまうなっていう、そういう懸念を持つんですけど、そういう歯止めなんかについて、どういうふうに捉えていますか。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

先ほど、委員おっしゃいましたように、集積の目標には未達でございます、島根県で今、担い手に38%の集積という状況でございます。目標には、まだ遠いんですけれども、中四国の中では一番集積の率が高いという状況になっております。あわせて、平たん中山間を比べますと、平たんでは5割程度の集積が進んでいるかなというところでございます。

して、やはり中山間におきましては、担い手が受けようと思っても、なかなかそういう条件がない。畦畔管理どうするか、水管理どうするかというところがあって、なかなか大規模化が進まないという側面もあるかと思えます。先ほど、いわゆる歯止め云々という話がありましたけれども、今回のいわゆる農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴いまして、県の面積目標に影響がある場合については、一定の、国からの意見なり出されて抑制されるということで、法改正がされておりました、その具体的運用については、現在、検討されているところですので、その辺りは、どういった中身になるのかというのは、今、いろいろ情報を入手しつつ、いろいろ注視しておるところでございます。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

中山間地域に対する用地の集積はなかなか進まないんだという、そういう構造的なお話が今、あったんですけど、実際、中山間地域に、これ平地も私、今、数字からいってもとも8割どころじゃない数字をおっしゃったわけですけど、なぜ集積が進まないのかっていう、その分析について聞いたことがない、なぜ進まないのか、集積がですね。特に、米の場合については、畑作とか、その他のものについては、これは私は大して心配してないんですけど、やっぱり、この農地を利用して農業をするっていう、この米、これについては、非常に農地集積を阻む構造的な問題がある、それは何ですか。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

いわゆる小規模農家、例えば1ヘクタール未満の経営体の推移を見ますと、かなり大幅に減っています。15年前に比べると半減というような状況になるかと思えますけれども、その内訳を見てみると、中山間と平たん部で見ると、平たん部のほうの減少率が大きくて、いわゆる小規模から大規模のほうに集積は進んでいるのかなと。中山間のほうは、かえって小規模なんだけど、なかなか受けてもらえなくて、農家が何とか年を取っても頑張ってやっておられるという状況があると思っております。

したがって、先ほど言いましたけれども、中山間で集積が進むように、すぐには、例えば畦畔管理どうするか、水管理どうするか、受け手の、担い手の規模拡大に併せて、それらをフォローするというか、一緒にやっていく方々、それをどうやっていくかという仕組みをつくっていく必要があると考えております。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

これ最後にしますけど、議会の私の質問でも、平場では300万円以下の売上げの農家、いわゆる自給的農家は、いわゆる平場だと約49%、中山間で50%、あ、逆か、中山間のほうが少なかったよね。それで、まだ中山間は平場に比べると、そういう自給的農家が、しっかりとついとるわけですよ。それで、中山間地域の大きな問題っていうのは、やっぱりそういう整理が十分できるような政策になってないからという、その言葉が私は欲しいんです。そうすると、おのずから中山間地域における政策がどうあるべきかというのが見

えてくると思うんですね。

この間もちょっと触れましたけど、中山間地域は、島根県の農業を牽引している地域だと私は思います。なぜなら、1,000万円以上にしろ、3,000万円以上の売上げにしろ、1億円以上の売上げにしろ、もう中山間地域が平場よりも圧倒的にとは言わんけど、数は多い。それで、1億円以上に関して言えば、8割から9割は中山間地域ですよ。ただ、その農業の中身について、前はちょっと分かっておられたけど、私、教えてもらったんだけど、この間の質問のときには把握してないと言われた。なぜ、把握してないんだろうと、私は、中山間地域、中山間地域って言っているのに、なぜ、それが分かってない。つまり、しっかりつかんでないということではないのかなと私は懸念するわけですよ。

農業法人も一緒ですよ。農業法人も中山間地域のほうが多いでしょ。だけど、従業員数が、一体、各階層別、経営別の階層において、どういうふうな雇用状況にあるかというのは、つかんでない。要するに、中山間地域の農業についてのきちんとした分析評価ができてないというふうに思わざるを得ないんですよ。ですから、今、申し上げたように、中山間地域が規模拡大をできない構造的な問題については、もっともっと分析評価していく必要があるんじゃないんですかっていうのが、私の最後の質問です。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

先般の質問の際に、データがない部分もございまして、そのようにお答えをさせていただいたところですけども、知事の答弁にもございましたように、中山間地域の中にも、平野部のものもございまして、なかなかそれを一くくりでは言えない部分もあると。集積が進む地域もあれば、先ほど言いましたように、なかなか受けるのが難しい地域もあって、その条件不利地域をどうやっていくかが、課題だと思っておりますので、現在の基本計画の検討の中でもそういったところを今、検討しているところでございます。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

じゃあ、最後、質問じゃなくて要望しますね。まず、中山間地域の農業と平場の農業と分けてデータをきちんと示してもらいたい。それから、中山間地域においても、いわゆる大規模経営農家と、といっても面積要件ばかりじゃないですけど、それから零細でやっている農業とは、一緒には論じられないですよ。そうすると、食料・農業・農村基本計画では小さな農家までこれから包含するみたいなことを言っとして、農業、また、ますます分からないような方向性をつくり出しているのは、大問題だと私は思うんだけど、しかしやっぱり県としては、中山間地域の中の、これから育てていかなきゃならない、重点的にやっぱり伸ばしていかなきゃならない農家については注目してもらって、その農家が一体どう伸びているのか、何を作っているのか。前、アンケートで農業所得のことについては、時々データを我々に示してもらっていましたが、最近、見せてもらってないような気がします。それらも含めて、これから、年初でもいいし、年末でもいい、この12月でもいい、2月でもいい、きちっとデータを我々に示してください、分かるように。要望。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

中山間地域と平場の農業構造の比較、それからデータについては、前回の定例会の常任委員会の中でもお示しさせていただいておりますので、主要なデータは、あの中に整理させていただいておりますが、その上で、今、基本計画の見直し、検討を進めておりますので、なお必要な情報ですとか、検討を深める中で、より追加的にお示したほうがいいデータがあれば、また検討してお示しさせていただきたいと思っております。

○吉田委員長

基本計画の改定に当たって、そういった、より緻密なデータに基づいてということは、当然だと思いますので、また今後、折を見て、そういった整理されたデータが出てくるものだと思いますので、今日のところは、それぐらいにしてやってください。

ほか、よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第162号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第162号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第177号議案について、執行部から説明をお願いします。

堀江産地支援課長。

○堀江産地支援課長

続きまして、一般事件案、第177号議案、訴えの提起について御説明いたします。

農林水産部資料3ページを御覧ください。概要としましては、議案で提案させていただいておりますように、島根型6次産業推進事業補助金の交付決定を受けた事業について、事業主体の元経理担当者が不法行為により県に損害を与えたことから、当該個人に対し損害賠償請求をしておりましたが、賠償の意思がないことから、当該個人を相手方として、損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めることといたしました。訴訟名、訴訟の相手方、訴えの提起先、その他は資料記載のとおりでございます。

損害賠償請求の理由としましては、訴えの相手方である事業主体の元経理担当者が補助金266万4,000円を交付しました平成28年度の事業におきまして、内容虚偽の補助金実績報告書を作成し、補助金を不正受給する詐欺行為により県が損害を被ったためであります。

このたび、県に損害を与えた事業主体の元経理担当者を請求先として、交付した補助金額の全額の266万4,000円と遅延損害金を請求する訴えを提起するというごことをお願いするものでございます。本議会で議決いただきましたら、速やかに提訴する予定でございます。

なお、備考に記載しておりますように、当該補助金につきましては、事業主体の代表に

対して交付決定取消及び返還命令を令和元年12月18日付で行いましたが、事業主体の代表が自己破産により弁済の見込みがないことから、令和3年9月定例会におきまして、補助金返還の債権放棄の議案を提出し可決いただき、不納欠損処理済みでございます。以上でございます。

○吉田委員長

これまでの御報告を受けたところでございます。説明がありましたが、質疑等はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第177号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第177号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

順次説明をお願いします。

佐々木農林水産総務課長。

○佐々木農林水産総務課長

それでは、資料4ページをお願いいたします。11月25日に提案分の第146号議案、令和6年度11月補正予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。一般会計分といたしまして、1の表の中ほど、補正額Bにありますとおり、4億円の増額をお願いするものです。

次の5ページ、課別一覧表を御覧ください。畜産課で鳥インフルエンザの新たな発生に備えた防疫対策等の経費として4億円を計上しております。また表の下に記載のとおり、農業経営課で養鶏事業者への経営継続支援として、資金借入れに係る利子補給を行うため、債務負担行為を設定しております。これらの事業につきましては、詳細はこの後、担当課より御説明いたします。

続きまして、ページ飛びまして、資料8ページをお願いいたします。12月10日に追加提案いたしました第181号議案、令和6年度11月補正予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。一般会計分といたしまして、1の表の中ほど、補正額Bに記載のとおり、61億2,600万円余の補助公共事業費の増額をお願いするもので、国の補正予算を活用し、国土強靱化やTPP関連施策など、早期に対応が必要な事業を計上しております。

次の9ページから、課別の一覧表をお示ししております。事業ごとに補正額と備考欄に内容、地区数等を記載しております。内容につきましては、農地の大区画化、農業用場排

水施設の整備、林道の開設や治山、続いて、10ページのほうに続きまして、漁港や大型魚礁の整備などの公共工事といった事業の内容となっております。

また、表の下、地方債についてですが、今回の公共事業費の増額補正に伴い、土地改良事業債ほか5件について、地方債の補正を計上しております。

最後に11ページをお願いします。繰越明許費です。今年度中に完了しない見込みの事業について、令和7年度へ予算の繰越しをお願いするものです。第146号議案では66件、繰越限度額の総額として、24億7,900万円余を、第181号議案では86件、繰越限度額の総額として、補正額と同額の61億2,600万円余を計上しております。

私からの説明は以上です。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

6ページの高病原性鳥インフルエンザ対策事業についてでございます。本事業は、先般の大田市での鳥インフルエンザ発生を踏まえまして、防疫活動にかかった経費の不足分や今後の発生に備えるための体制の整備、風評被害対策等の経費を措置するものでございます。

事業内容としまして、1つ目が、防疫活動費でございます。大田市事例では、令和6年度当初予算で措置いただいておりました2億円の予算を主に活用して、防疫措置を実施しましたことから、この防疫活動費を積み戻すとともに、備蓄していましたが防疫資材を全て活用しましたことから、これを復元し、今後の発生に備える費用でございます。

2つ目が風評被害対策でございます。鶏卵等の安全性を広告するとともに県内産の鶏卵等のPRを実施してまいります。予算額は4億円で家畜防疫品や消毒薬は国費が10分の10、そして埋却に係る経費や防疫資材の購入費につきましては、2分の1、国費が充当できますので、1億7,000万円余は国費を想定しております。説明は以上です。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

続きまして、資料7ページを御覧ください。鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金について、御説明いたします。

高病原性鳥インフルエンザの発生を受けまして、殺処分等により経済的損失を受けた県内養鶏事業者の経営再建、経営継続に向け支援を行うため、当該事業者が運転資金として農林漁業セーフティネット資金を借り入れた場合に、約定利息に相当する額を交付するものでございます。融資利率は、償還期間によって変わってきますので、最も高い利率で、融資額は今後の発生にも対応できるよう4億円の想定で予算額を算定しております。令和22年までの利息3,990万円余の債務負担行為を設定するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等がありましたらお願いいたします。

福田委員。

○福田委員

説明ありがとうございました。この鳥インフルエンザについて、実質県費の支出額は現時点では幾らになっているんですか。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

今、お問合せの件ですが、現在、請求が随時上がってきている段階でして、詳細な数値がまだ把握をできておりません。特に大物であります埋却にかかった費用がまだ請求のほうはまだ届いておりませんので、この辺りが出そろそろ12月中には、一旦整理ができると思っております。

○吉田委員長

よろしいですか。

福田委員。

○福田委員

億を超えるわけですか。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

そういう見込みでおります。

○吉田委員長

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、お諮りいたします。第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

順次、説明をお願いします。

志田原農林水産総務課管理監。

○志田原農林水産総務課管理監

それでは、第2期島根県農林水産基本計画（案）骨子について説明をさせていただきます。資料12ページを御覧ください。島根県農林水産基本計画につきましては、今年度が

5か年計画の最終年度となり、第2期計画の策定に向けて、5月から、生産者、市町村、関係団体との意見交換を行うとともに、取組の検証を行ってまいりました。

こちらの資料は、現計画と第2期計画の施策体系を比較したものです。まず、現計画では、将来にわたり持続可能な農林水産業、農山漁村の実現に向けて、農業、林業、水産業ごとに将来ビジョンを掲げており、農業分野13、林業分野6、水産業分野4、計23の重点推進事項を設定し、取組を進めてまいりました。

第2期計画では、生産性の向上、収益性の確保、担い手の確保・育成など、基本的な取組については引き続き推進しつつ、社会情勢の変化や現計画の進捗状況、課題を踏まえまして、それぞれの分野において、取組の見直しを行い、農業分野10、林業分野6、水産業分野4、計20の重点推進事項へと再構築しております。また、新たに、重点推進事項に関連する取組、下支えする取組につきましては、重点推進事項を推進するための取組として、農業、林業、水産業、それぞれ3項目、計9項目を設定しております。現計画と第2期計画との変更箇所を朱書きで示しております。また、現計画で、米印がついている重点推進事項につきましては、第2期計画では、他の重点推進事項と統合したものの、重点推進事項を推進するための取組とするなど、体系の再編を行った項目となります。

続いて、資料13ページを御覧ください。第2期計画の方針としましては、物価高騰の高止まりや人口減少社会等の社会情勢が変動する中においても、少ない人手で生産を維持できるよう、生産性・収益性の向上に向けた取組、人材の確保・育成に向けた取組を推進し、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現に向けた取組を進めてまいります。さらには、近年、課題となっている気候変動対策や環境負荷低減の取組についても推進してまいります。

計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間としており、県の総合計画である島根創生計画の実行計画として位置づけております。基本理念につきましては、現計画から変更はありません。

続いて、14ページを御覧ください。将来ビジョンの計画期間における目標につきましては、農業では、現計画では、できるだけ早期に農業産出額100億円増、計画期間内の効果額100億円創出を目標としております。

実績としましては、農業産出額については、基準年の平成28年の629億円から令和4年は646億円に増加、効果額につきましては、令和5年度で47.1億円と、まだ目標には達しておりませんが、着実に成果が出つつあります。第2期計画において、これらのビジョン・目標は継続してまいりたいと考えております。また、農村における営農や暮らしを維持する観点の将来ビジョンとして、担い手不在集落の解消を掲げており、現計画の期間において、275の担い手不在集落の解消を目標としております。実績としましては、令和5年度実績で、79集落においては不在解消となりました。

一方で、人口減や高齢化に伴う担い手の減少等により、担い手不在集落の解消の取組だけではなく、現在、担い手がいる集落を担い手不在にさせない取組に際しても注力していく必要があります。第2期計画では担い手不在集落の解消・抑制をビジョン及び計画期間内の目標として掲げております。数値目標につきましては、現在、検討を進めております。

続いて、15ページを御覧ください。林業につきましては、令和12年の原木生産量80万立米の目標に向けて、順調に生産量が拡大しており、令和5年度の実績で原木生産量

68.9万立米となっております。第2期計画においても80万立米の目標達成に向けて、計画期間内の目標として、令和11年の原木生産量78.6万立米の目標としております。

水産業につきましては、長期ビジョンとして沿岸自営漁業の産出額を令和21年に54億円とする目標を掲げ、令和5年実績で、22.3億円となっております。第2期計画においても、54億円を目指し、計画期間内の目標として、令和11年の産出額29億円を目標としております。一方で、漁村の維持に向けて漁業集落1集落当たり、漁業者が5人以上いる形で維持というビジョン及び目標につきましては、現在、漁業活動が維持できる機能が整っている集落を今後も維持していくという視点から、漁業生産の中核をなす、基幹漁業集落53集落の維持をビジョン及び目標として設定しております。

続きまして、重点推進事項の取組方針を説明します。16ページを御覧ください。農業では、ひとづくりとして新規自営就農者、中核的担い手の確保、集落営農の経営改善に引き続き取り組んでまいります。また、定年帰農者等の多様な農業人材への就農研修体制を強化するため、農林大学校の機能強化を図ってまいります。

ものづくりでは、水田園芸、有機農業において、生産性向上の取組を推進するとともに、コスト削減や省力化に向けた共同利用機械の導入等の取組を推進してまいります。肉用牛の生産拡大では、観光、飲食事業者と連携したPRや繁殖雌牛対策、種雄牛造成対策などに取り組んでまいります。地域主導による産地の拡大では、地域に適した作物の栽培、販売等を支援してまいります。米づくりに関しては、生産性の向上に向けて、気候変動対策として高温耐性のある品種転換等の取組を進めてまいります。

続いて、17ページを御覧ください。農村・地域づくりでは、地域農業の維持・発展に向けて、担い手不在集落を含む広域的なエリアで必要とされる担い手の確保や集落営農体制づくりに取り組んでまいります。鳥獣被害対策では、ニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携し、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策を推進してまいります。

また、重点推進事項を進めるための取組として、基盤整備の推進、美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善、耕畜連携の推進に取り組んでまいります。

続いて、林業について説明いたします。18ページを御覧ください。森林経営の収益力向上につきましては、ICT、情報通信技術等の新たな技術を活用し、原木生産の生産性向上に努め、成長の早い苗木の導入による下刈り作業の軽減など、森林整備の省力化を推進してまいります。また、製材工場の新設・規模拡大や地域の木材需要を確実に取り組むことで、製材用原木の需要拡大と安定供給に取り組めます。木材製品の出荷拡大に当たっては、住宅着工が伸び悩む中、住宅以外の建築物への県産木材利用促進にも取り組んでまいります。

林業就業者の確保・育成につきましては、高校生向け林業学習の取組強化により、新規就業者確保を推進するとともに、林業事業者から必要とされる技術力の高い人材を安定的に育成供給するため、農林大学校のカリキュラムの充実に取り組んでまいります。また、林業事業者の労働条件や就労環境の改善について、引き続き取組を進めてまいります。

重点推進事項を進めるための取組として、循環型林業の土台となる森林の保全、カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用、公有林等を活用した原木の安定供給に取り組んでまいります。

続いて、水産業について説明いたします。19ページを御覧ください。持続可能な沿岸自営漁業の確立については、沿岸自営漁業における新規就業者数は着実に増えてきておりますが、さらに新規就業者を確保するため、研修生への生活支援や地区・グループ単位での指導体制の構築により研修体制を強化してまいります。沿岸自営漁業者の所得向上に向けて、新漁法やスマート水産業につながる機器、設備などの導入により、海洋環境の変化にも対応可能な収益力のある操業計画を実践できるよう取組を進めてまいります。

続いて、漁村、地域の維持・発展については、高性能漁船、漁具の導入等により収益改善を図り、定置漁業などの企業的漁業の漁業生産及び経営の安定化を支援してまいります。内水面漁業につきましては、優良種苗の放流や効果的な資源管理の取組により、アユ、シジミ等の水産資源の維持・回復を推進してまいります。

重点推進事項を進めるための取組として、良好な漁場環境の整備、資源管理、漁港の機能統合・再編に取り組んでまいります。

最後に今後の計画策定に向けたスケジュールですが、2月に計画素案をこの委員会のほうにお示しするとともに、パブリックコメントを実施してまいります。3月に計画最終案を委員会でお示しする予定としております。

第2期島根県農林水産基本計画（案）の骨子についての説明は以上でございます。

○吉田委員長

加藤農山漁村振興課長。

○加藤農山漁村振興課長

私からは、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度について、御説明いたします。資料20ページを御覧ください。まず、1の制度の内容でございます。（1）の中山間地域等直接支払は、集落協定等に基づきまして、5年以上継続して、耕作を行う農業者に対して、農用地の地目、面積、それから傾斜に応じて一定金額を交付するものでございまして、中山間地におきましても、草刈りなどの共同取組活動の実施により、農地が守られているというようなものでございます。10アール当たりの主な交付単価は記載のとおりでございます。

（2）の多面的機能支払は、地域共同で行う、農村、農地の持つ多面的機能を支える活動や農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援するものでございまして、田や畑といった農地の利用目的別に面積に応じて一定金額を交付するものでございます。こちらも10アール当たりの主な交付単価は記載のとおりでございます。

次に、2の取組状況でございます。平成28年度以降の取組状況をグラフにしてお示ししております。左側が中山間直接支払、右側が多面的機能支払になっておりまして、上段が面積、取組組織数の推移、それから下段が交付額の推移となっております。左上のグラフ、中山間直払につきましては、令和5年度は、1,064の協定で12,153ヘクタールを対象に取り組まれております。令和2年度から現在の第5期の取組がはじまっておりますが、高齢化や集落をまとめるリーダーの不在といったことを背景に、今後、5年間、営農が継続できるか見極められないというようなことがございまして、一旦、協定数や取組面積は減っております。その後、協定の合併ですとか、取り組まれていなかったところを新たに取り込んだ広域化が進んだこともありまして、協定数は増えておりませんが、取組面積が増えている傾向にございます。

左下のグラフは交付額の推移となっております。令和5年度は、約20億円が交付されております。こちらでは、第5期の取組がはじまる令和2年度にあっても、交付額が増えておりますが、これは、新たな加算措置が設けられたことによるものとなっております。なお、令和5年度は、国の予算が不足したことによりまして、要望額を下回る交付額となったことにより、交付額が減っております。

次に、多面的機能支払でございますが、これは右上のグラフを御覧ください。令和5年度は、618の組織で2万2,966ヘクタールで取り組まれております。こちらにつきましては、令和元年度から単一の集落の取組から複数集落での公益化に取り組んでおりますことから、組織数は横ばいで、取組面積は微増というような傾向にございます。右下のグラフは、交付額の推移でございます。令和5年度は、約16億円が交付されております。おおむね取組面積と連動しておりますけれども、ここ数年は、国への要望額に対する配分額の割合が下がっている関係で、交付額が減っているという状況となっております。取組面積を合計いたしますと、約3万5,000ヘクタールとなりますけれども、中山間直払に取り組んでおります重複分を差し引いた2万5,000ヘクタールで、いずれかの制度に取り組まれているということになっておりまして、県内の農用地面積に対するカバー率でございますと約6割というような状況でございます。

続きまして、21ページを御覧ください。3の交付金の活用状況でございます。来年度から一部見直されるものがございますが、見直し内容については、後ほど御説明することといたしまして、まずは、現在の活用状況を御説明いたします。

まず、(1)の中山間直払でございますが、これには農業生産活動を維持する基礎活動の部分と、各期で設けられている地域農業の発展に資する一定の取組を支援する加算部分がございます。基礎活動部分は、耕作放棄の防止や水路・農道等の泥上げ、草刈りなどの共同活動に係る経費に充てられるものとなっております。加算部分は主に3つございまして、1つ目は、他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、農地集積や機械の共同利用などに充てる広域化加算、2つ目は、高齢者を対象とした買物支援や見回り、コミュニティサロンの開設など、営農に関するもの以外の集落機能を強化する取組に充てる集落機能強化加算、3つ目は、ドローンによる共同防除や自走式草刈り機の導入など、生産性の向上を図る取組に充てる生産性向上加算でございます。

次に、(2)の多面的機能支払でございます。こちらは3つの取組について交付金が支払われることとなっております。1つ目が、のり面の草刈り、水路の泥上げなど農用地、水路、農道等の保全管理に充てる農地維持活動、2つ目が施設の機能診断、水路や農道等の部分補修、鳥獣被害防止のための防護柵の設置等、地域資源の質的向上を図る共同活動に充てる資源向上活動、(共同)というふうについております。3つ目が、農道の舗装と、土水路からコンクリート水路への更新など、施設の長寿命化のための活動に充てる資源向上活動の長寿命化と呼ばれるものでございます。これらの活動を行うために、先ほど申しましたように、県全体で約36億円が交付されておりました、各協定、組織によって行われる農業生産活動や農地の持つ多面的機能の維持というような活動に使われております。

続きまして、22ページを御覧ください。4の次期対策での見直し内容でございます。

(1)中山間直払におきましては、規模の小さな協定を中心に、高齢化等により営農活動の継続が難しくなっているということを踏まえまして、次期対策がはじまる来年、令和

7年度の国予算の概算要求では、加算措置がスクラップ・アンド・ビルドされるというふうに伺っております。内容は図に示しておりますけれども、現在の加算措置を廃止しまして、ネットワーク化加算、スマート農業加算が創設されるという内容になっております。ネットワーク化加算は、現在の広域化加算に近い内容に、スマート農業加算は、現在の生産性向上加算に近い内容になることが見込まれております。

(2)の多面的機能支払につきましては、1つ目のポツに書いておりますように、土地改良区や農業法人が事業主体になれるよう、制度変更が見込まれております。これは、事務作業や活動の継続が困難になっている現状を踏まえて、体制強化を図ることになっております。また、2ポツ目に書いておりますように、環境負荷低減に資する長期中干し等の取組に対する支援が追加になるということが見込まれております。

次の5には、中山間直払における加算措置の見直しによる影響を記載しております。先ほど触れましたように、集落機能強化加算が廃止されることから、現在、取り組んでおられる生活支援の取組が継続できなくなるところが出てくるおそれがございます。答弁等でも申し上げておりますように、県としましては、加算措置の充実を、この秋の重点要望で求めたところがございますけれども、農林水産省は、現在、この集落機能強化加算を活用している現在の協定につきましては、引き続き、生活支援の取組が継続できるよう、財務省と調整中であると伺っているところでございます。

要件を含めた詳細につきましては、政府予算案が決まる年末以降、明らかになる見込みですが、引き続き、状況を注視してまいりたいと思っております。

次の、23ページには、市町村別の実施状況、それから、その次の24ページには、詳細な実施状況を記載した表を掲載しておりますので、こちらにつきましては、また御覧いただければと思います。

私からの説明は、以上です。

○吉田委員長

藤江農山漁村振興課管理監。

○藤江農山漁村振興課管理監

続きまして、今年の夏、端境期であります8月に起きました米の品薄状況につきまして、発生要因や今後の国の対応につきまして、資料で御説明をさせていただきます。それでは、26ページを御覧ください。こちらは、今年、品薄状態となりました全体像について、上の段に米の流通イメージと下の段に今回の米の品薄状況の主な発生要因としたものでございます。まず、はじめに、米の流通についてですけれども、生産者から農家直売に約2割、縁故米などを含めました農家消費に約3割、続いて、JA等の集出荷業者に出されるのが約4割、その他、お菓子ですとか、みそ、餅などの加工用に約1割と分かれております。この流通の中で、ちょうど中頃になりますけれども、JAなどの集出荷業者と卸の取引におきまして、あらかじめ、相手先を決めて、取引を行う相対取引や種をまく前ですとか、稲を収穫する前に契約する事前取引と卸が売り先からの注文等があったときに、その都度、集出荷業者から買う、都度買い、いわゆるスポット取引と言われる取引がございます。今回の品薄が発生しました主な要因についてですが、まず、令和5年産の米の作況指数は、101と、ほぼ平年並であったんですが、昨年、異常高温によりまして、米の1等米比率は全国で60.9%、過去5か年間と比べますと、18%も低下しております。こうした

異常高温の影響によりまして、主な発生の要因の①ですけれども、今年の米は、高温によって、粒の張りが良くなって、ふるい目の上に残る粒の割合が高くなったために、ふるい目の下に落ちるはずの米が少なくなりました。このふるいで選別した際、ふるいの網目の下に落ちた米というのは、米のお菓子ですとか、みそ、焼酎といいます加工用に使われておりますが、このふるい下の米が国の試算では、通常使われている量より、およそ7万トン程度少なくなったと推察されてもおりますが、不足したために、ふだん、加工用にふるい下米を使われておられますお菓子業者さんやみそ製造業者といった業者の方々が原料の調達に苦しまれて、価格の低い主食用米から調達されることとなり、主食用米の需要が増えております。

次に、②ですけれども、精米歩留りが低下しております。これは、栽培中に水分が少なく、米の粒にひびが入ります胴割粒や玄米が白く濁る乳白粒が多く発生したために、玄米を精米する際に、粒が砕けたり、白く濁ったままの粒がはじかれたりする量が増えたことを表しております。この結果、玄米からできる白米の量が平年より減ってしまって、米の流通量が減少し、米の品薄の要因となっております。

こうした、令和5年の米の生産状況や品質の状況の中、米の不足感が市場に広がったところに加えまして、③ですが、夏頃までは、パンや麺など他の食品が高騰する中、米の価格が比較的安定してございまして、割安感があったことで、米消費が増加し、6月頃からスポット取引での業者間の競争が加熱し、価格も上昇基調となっております。このように、米の需給が引き締まっている状況の中、8月に入って、南海トラフ地震臨時情報が出され、その後も地震ですとか、台風といった自然災害が続いたこともあり、消費者の皆様の中に、災害に備えようとする心理が強く働き、必要以上に米が買われまして、全国的に品薄状態となったところでございます。

続いて、27ページを御覧いただきますと、米の販売量のデータなどについて、これから御説明させていただければと思います。こちらは、国が公表しております、全国約1,000店舗のスーパーのPOSデータから、販売量の推移を表したグラフです。赤い線が令和5年と令和6年の米の販売の推移で、青や緑の線は、昨年と一昨年の販売量になります。御覧いただきますと、春頃から販売量が増加してきておりますが、これは先ほど御説明させていただきました米の価格がパンや麺といった他の食品と比べ価格が安定し、割安感があったことから消費が増えております。米の消費量が例年よりも増加する中、グラフ見ていただきますと、端境期であります8月に入って、南海トラフ地震臨時情報やその後の自然災害等によって、消費者の方々の災害への備えから一気に需要が増加しております。グラフにも書いてございますけれども、8月5日以降、販売の伸びが著しい週が大変続いております。週によっては、前年の1.5倍の米が販売されますなど、店舗では、米が並べた瞬間からなくなるといった品薄状態となったところでございます。

しかしながら、一転して、9月に入りましてからは、前年を下回る水準で、推移しており、少しずつ前年並み、平年並みに近づいてはおりますけれども、11月に入っても前年同期比はマイナスであります。こちらのほう見ます限り、8月に各御家庭で必要以上に購入されたことから、9月に入ってから米の在庫がある御家庭が多くて米を買う量が大きく減っているのではないかと考えております。

続きまして、28ページを御覧いただけますでしょうか。続いての資料は国の在庫量の

推移でございます。この表を見ていただきますと、今年の6月の在庫量自体、一番下の赤い枠ですけれども、在庫量自体は近年最も少なくなっておりますけれども、年間の需要量に占めます割合、在庫率は一番下の赤い枠線の中、21.7%となっておりますが、この水準自体は、表の上の赤枠のところになります。平成23年や平成24年の6月末の水準と同程度であることから、国は新米が出回るまでの間の在庫は確保されていると判断をされておりました。

次に29ページを御覧いただきますでしょうか。政府備蓄米の放出に関します当時の農林水産大臣のコメントをまとめたものでございます。国は、基本的に民間流通が基本である米につきましては、備蓄米の放出は需要や価格に影響を与えるおそれがあること。また、今回、米の在庫は需要全体に対する必要な量はあるという考えで、放出は慎重に考えるべきというスタンスでございました。

次に、30ページを御覧ください。これは10月30日に開催されました国の食料・農業・農村政策審議会の食糧部会において審議されました、今般の端境期における米の品薄状況の背景や原因、国の今後の対応を掲載しております。上の段が分析で明らかになったことであります。下の段が今後の国の対応です。

まず、明らかになったこととありますが、1点目、集荷業者から卸へ、卸から小売へ、そして小売から消費者へといった各流通の段階での米の供給は昨年以上に行われていたものの、8月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた、ここでは買い込み需要と言われておりますけれども、消費者の皆様は災害に備えようとする心理が強く働きまして、必要以上に米が買われたことから供給が追いつかなかったこと。2点目は、品薄状況となった中であって、国による品薄に関しての情報発信や流通関係者への働きかけが遅くなったこと。3点目は、少し分かりにくいですが、業務用が多くを占めていたために、小売で品薄になったのではないかという声がありまして、これに対して、農林水産省が聞き取り調査を行ったところ、卸業者によっては、小売向けの米の比率が高いところですか、逆に業務用向けの比率が高いところなど様々でして、一概に業務用が多くを占めていたというわけではないと説明をされているところでございます。

続きまして、下段の国の対応について、上段の状況であったことを受けまして、まずは端境期前の6月から端境期の9月中旬まで、米の流通段階の販売量や在庫量の週次調査を実施し、詳細な状況を随時把握することに加えまして、2点目、卸や小売店への定期的なヒアリングを実施され、3点目は、そういった情報を消費者の皆様に分かりやすく伝えること。4点目は、正しい情報を消費者の方に伝えるためにも、マスコミの皆様方への定期的な情報提供に取り組まれるとされている予定でございます。

次に、31ページを御覧ください。最後の資料は、国が10月30日に発表しました今後の需給見通しであります。令和6年産米の生産量は、前年より18万トン増え、679万トンの見込みであります。令和7年の米生産量につきましては、今年とほぼ同程度の生産量とすれば、令和8年の6月末の期末在庫は、令和4年産以前の水準であります、ほぼ適正水準に近い178万トンが見込まれます。国は、米の販売状況なども踏まえて、年明けに改めて需給見通しの見直しを行われる予定であります。

最後になりますけれども、令和5年の異常高温によります米の品質低下が今年の米の品薄状況の大きな要因でありました。こうした気候変動にも対応し、品質や収量をしっかりと

確保できる米作りを進めることが米の品薄防止にもなりますし、何よりも稲作農家の方々の経営安定につながることを考えております。

こういったことから、今後、平たん部のコシヒカリから既存のきぬむすめをはじめとした高温耐性品種への作付誘導や対策技術の指導、新たな高温耐性品種の育成や選定に力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

○吉田委員長

松村林業課長。

○松村林業課長

私のほうからは、水と緑の森づくり税次期対策パブリックコメントについて御説明をいたします。資料32ページを御覧ください。

水と緑の森づくり税につきましては、10月の本委員会におきまして、骨子案と県民アンケートの状況などを御説明させていただきました。今回は、その後行いましたパブリックコメントの状況と、税条例の改正案について報告させていただきます。

条例の改正案につきましては、税条例ということでありまして、本議会の総務委員会へ付託され、御審議をいただいているところでございます。

それでは、資料の説明に入ります。パブリックコメントの状況でございますが、10月の1か月間実施をいたしまして、3にありますとおり、12件の御意見をいただきました。意見の内容につきましては、33ページにかけての表のとおりでございます。

はじめに、32ページの表の意見要旨の欄の上から3つについてでございますが、税・事業は継続すべきとする御意見が、重複を含めて4件、必要ないとする御意見は1件でございます。県の考えといたしましては、公益的機能を有する森林を次の世代に引き継ぐこととして、本税を創設いただいたところでございまして、今回のパブリックコメント、前回の委員会でも御説明いたしました県民アンケートの結果などから、県民の皆様の一定の御理解がいただいていると考えてございまして、税率、税額を据置き、5年間の継続をしたいと考えておるところでございます。

それから、意見要旨の欄の4つ目でございますが、まずは県全体の支出を見直してから独自の税を徴税すべきとする御意見が1件ございました。県といたしましては、第2期中期財政運営方針において、事業などのスクラップ・アンド・ビルドに徹底して取り組むことで県全体の支出を見直すこととしておりまして、今後の財政運営に当たりましては、様々な工夫を行いながら事業の見直しを進める考えでございます。

続いて、資料33ページをお願いいたします。用途に関わることについていただいた御意見を、事業、取組ごとにまとめてございます。里山での竹林対策の実施、中学生以下への森林を学ぶ機会の必要性、山の管理を担う人材育成、情報発信や森の大切さを教える人づくりの必要性についての御意見でございます。いただきました御意見は、いずれも重要な視点であると考えてございまして、今後の取組を行う上での参考とさせていただきたいと考えております。パブリックコメントの状況については以上でございます。

続いて、34ページを御覧ください。水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例についてでございます。冒頭申し上げましたとおり、改正案につきましては、総務委員会のほうで御審議いただいているところでございます。改正の内容は、資料の3にありますとおり、水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するための改正でございます。制度の

概要につきましては、現行制度を継続する内容でございますので説明は省かせていただきますが、使途といたしましては、現行の3つの事業について一部事業の見直しを行った上で継続していきたいと考えておるところでございます。

最後に、35ページ、36ページでございますが、こちらは前回9月定例会の本委員会で御報告いたしました資料をつけさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉田委員長

ここで、先ほどの中山間地域等直払制度及び多面的機能支払制度、これの資料に関しまして発言があるようでございます。

加藤農山漁村振興課長。

○加藤農山漁村振興課長

私からの御説明いたしました資料の23ページでございますけれども、市町村別の実施状況につきまして、表にして記載してございますが、このうち右側の多面的機能支払の実施状況につきまして、ちょっと市町村の並びが誤っておりましたので、何か所かございますので、後ほど差し替えをさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○吉田委員長

以上、説明がありましたが、質疑等お願いいたします。

成相委員。

○成相委員

この中山間地域等直接支払のことは、こういう仕組みだということは分かりますけども、例えばさっきお話したように、中山間地域の担い手にとって、担い手っていうと、米でいえばいわゆる認定農家になりますよね。そうすると、そういう人たちが、これらをもってどれだけ所得上助けになっているかっていうことがよく分からない。平場なんかでいくと、いわゆる減反によるところの奨励金が、大体10町歩以上ですと、3分の1ぐらいはいわゆるこういう奨励金でもって所得が賄われるということは知ってますけど、この実態、この貢献の在り方、現状が、私はよく分からないんですよね。ですから、現場に即してちょっとこういうものがどう運用されているかという説明をもっとしてほしいんですよ。いや、とてもこんなじゃ足らせんわねっていう話なのか、いや、とても助かっていますわっていう話なのか、いや、ちょっとまだまだ見直さないと、というのは、今、中山間地域支払は見直すっていうことで政府レベルで、今これから協議が入るわけですから、一体それはどの辺のものをどう考えてやっているのかということですよ。その辺について、少しちょっとどうなのか、県はどう見ているんですか、具体的に。もし、データのそういうきちっと整理されているもので、頭の中にあるんなら話して聞かせてください。

○吉田委員長

データはないと思いますが、個人に交付するものではないので、その辺の関連性について何かコメントがありますでしょうか。

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

今、中山間直払が担い手の経営に対してどれだけ影響があるかということなんですけど

も、基本的に中山間直払は集落協定というのをつくって、その集落に対してお金が入ってきて、それを共同活動に使うというところが多い、それが基本です。ですので、草刈りですとか、水路とかの維持ですとか、そういった共同活動に使われているというところがほとんどですので、個人に入ってくるというよりは、その地域全体で農業を守っていくという視点で使われているということです。ですので、担い手以外の小規模農家も含めて、そういったものを活用されて営農が維持されているということでございます。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

だから、コスト的にそれがどう低減することに役立っているのか、結びついとらないけませんでしょう、それは。だから、それがちょっとよう分かん。

○吉田委員長

コメントありますか。

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

地域に入ってくるお金、総体、それを農家で割って、それが幾ら入ってくるかということとはできますけども、ただ、これ、地域によって傾斜が違っていたり、払う品目が違っていたり、かなりばらばらの状態でして、一概に言うというのが非常に難しいとは思っています。ただ、共同活動を通じて、その地域の環境が維持されるということで、本来、個々の農家が支払うべき経費、これが中山間地域直接支払制度によって賄われている、このもともと中山間直払の単価というのは、平場と中山間の差額をベースに農林水産省で積算して出しているということですので、その単価分が賄われているということだろうと思っております。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

だから、今、直接払いはもう一回見直して、全部、分かりやすいものにして、基礎払いとしてもう一回組み立て直すんだっていうのは、その辺のことですね、つまりね。分かん、分かりにくい、とてもじゃないけど、いう理解だということで収めます、この話は。すみません。

○吉田委員長

ほか、いかがでしょうか。

成相委員。

○成相委員

米のことですけど、米の需要は、出回っている量はちゃんとあったと、そういう説明でしたが、8月ぐらいの頃はちゃんとあった。だけど、価格が非常に高止まりしているということは、どっかが止めてたということでしょう、出回るのをね、それが1つ問題。

もう一つは、もう何かあったらすぐこういう高価格に直結するような今の生産の仕方、需要と供給の生産というのは、そういうことでしょう。ですから、来年もまた、さっき1等米比率が落ちた、いろんな病気が出てきた、それから、いろんなこと今おっしやっつい

ましたけど、そういう様々な、能登半島は別としても、どっちにしてもそういうことが要因で、来年また米が足らなくて高騰が続くんじゃないかということが一般的に言われているんですけど、県はどう見えていますか。下がりますか、来年。

○吉田委員長

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

価格について、我々、ちょっと断定的なことを申し上げることは難しいんですけども、今年の状態を見ますと、先ほど説明しましたように、全体として米は足りているということを農林水産省は言っていると。ただ、実態として、小売店で店頭から消えているという状況が発生している。流通段階で、流れていくところのミスマッチというか、需給がうまくいってないところがあるということだろうと思っております。

先ほど、資料の中でもありましたけども、農林水産省の中でもそうした状況の把握、情報の把握、それから、消費者の方も含めた情報の提供というやり方が不十分だったろうと反省しておられるということもありますので、そういったところをしっかりと改善していただいて、流通が円滑に進むようにしていくということが重要だろうと思っております。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

さっきデータ、8月から9月の令和6年産米が出回る頃では米の出回る量がぐうっと増えて、言わば、これ、先食いしたと言われているんですよ。そうすると、先食いしているとすると、来年度分のやつが食い込みますよね、来年のこの時期には。それは一体幾らぐらい、どのぐらい食い込んでるのか、そういうのは分かっているんですか。

○吉田委員長

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

量的には把握しておりません。国からもそういうのは示されておりませんので、分からないというのが現状です。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

いつまでも私が独り占めしちゃいけませんけども、やっぱり米生産の今の在り方については、根本的に問題がありますよ。だって、米作れる量の半分しか作ってないですもん。しかも、米の価格は、知事答弁では、1杯41円ぐらいじゃないかと、こういうことでしたけど、アメリカの米より、今、安いですよ。アメリカの米のほうがちょっとだけ高いぐらいで、だけど、アメリカの所得水準からすると、うんと米の価格は安いわけです。そうすると、やっぱり米の生産の在り方については、減反をして、米価を高くしていくという方向っていうのはもう限界が来ているというふうに、私はまた重ねて思うんですけど、それが1つね。

もう一つは、さっきお話ししたけど、2013年に、今の石破総理大臣と、それから今の農林水産大臣が当時の責任者として執行された、向こう10年間で農業農村の所得を倍

増させるといふ取組がはじまりましたね。だけど、それ、全然駄目で、これは質問でも言いましたけど、全く高止まりしている、全然減ってない。それで、県として、農家が本当に大事だと思うんならば、今、実際のところ、小売価格のうち農業者の販売価格が何ぼで、そのうち農業者の手取りが何ぼで、そして、それ以外にも機械だ、農薬だ、肥料だ、その他のコスト、地代とか、利子とか、建物とか、土地改良費及び整備費など、いろいろあります。これらのコストを一体どう下げるように努力されてきたのか、されていないのか、そういうことについての分析評価がここで出てこなきゃいけませんよね。9, 800円でしたか、10アール当たり、それは15ヘクタール以上の米農家ということになってますけど。それらについて、実際どうなのかということについて、一回も聞いたことがない、私は。要するに、コストを下げる努力は全然おざなりになっとなって、米価が上がって、それはこうこうこうで、ああでっていう話ばかり。そういう根本的な議論の話をもっともっと農林水産部は我々に知らしめてくれないと、実際、消費者や生産者にとって今の状況がプラスかマイナスなのか、知事も言っておられましたが、バランス取らにゃいけんって言われるけど、バランスなんかの問題じゃないですよ、これ。もうちゃんと答え出ている。生産者もできるだけコストを下げて手取りを多くする方法がある。消費者は、できるだけ安く買う方法があるんですよ。それは何か。減反政策を廃止することじゃないですか。それが一番の答え。それをずっと県は言っただけでこなかった、答えとして。需給調整のことばかり言っただけで、あと主要施策のことばかり。それじゃあ、やっぱり来年も再来年も同じ構造が続いて、ちっとも島根の農政の展開方向が見えてこないというふうには、私は思うんです。これ、最後の質問です。

○吉田委員長

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

米政策につきましては、今、国のほうでもいろいろ議論がはじまっているところですので、そういった状況を注視していく必要があるだろうと思っております。

コストにつきましては、我々、今の計画の中では、スマート農業技術ですとか、そういったコスト削減ができる技術の導入を進めておりましたが、そういうところでは一定のコスト削減が進んできていると思っておりますが、課題は、令和3年にありましたように、米の価格が非常に安くなってきていて、コストをせっかく下げても、その分が米の価格安、さらには資材高騰ということで相殺されてしまって、全体として赤字になっているというところが問題だろうと思っております。

ですので、一つには、やはり先ほど申しましたように、品質をしっかりと上げて、いいものを作って売っていく、それから単収も併せて上げていくということで、単位面積当たりの売上げを増やしていくということに併せまして、現在進めているコスト削減の取組というものも引き続き進めていく必要があると考えております。

○吉田委員長

成相委員がもう1点言われた、小売価格での内訳みたいな話になりますと、今度は商工労働部といいますか、販売戦略とか、そういうことにも関わってくると思うので、なかなか分からないと思いますけど。

成相委員。

○成相委員

いや、違う違う。今言ったのは、農業者の手取り、それから機械、農業肥料、その他のコスト、これについての内訳のコストをどう下げたか。これ、4割下げることになってます、全体の、それがどうなのかということですね。

○吉田委員長

生産段階での原価管理ということですね。これは、また資料でも出せますか。調査がありますか、まず。

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

今の基本計画の中で取り組んでおります状況について、また改めて御報告させていただきたいと思います。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

ついでにちょっともう一つ。

今、生産費が一旦下がったのは、確かに2021年はちょっと下がりましたね。だけど、やっぱり全体として高原状態にあるということは、もう一回言い直しておいてもらわにゃいけん。とても今、目標値に届くような下がり方ではない。以上。

○吉田委員長

ありがとうございます。

ほか。

園山委員。

○園山委員

この新しい計画については一生懸命つくられた計画ですので、それはそれなりに頑張ってもらいたいですが、基本的に、従事者は全部の業種で減るんですよ。だけど、生産を維持しようとするれば、生産性を上げる、機械化する、そういう生産投資に徹底的に出ていかないと維持できないわけですよ。そうすると、例えば農業でいえば圃場整備もせにゃいかん、機械もどんどんグレードを上げていかにゃいかん。けども、一方で、一遍、農業機械を入れると、それを更新しようとする、その更新についてはほとんど支援がないんですよ。けど、グレードアップをするためには、新しい生産性向上のための設備投資をせにゃいかん。だから、それについての支援がどういう形で、どのぐらいのボリュームで金が要るのかというのも片方で準備しないと、絵に描いた餅になっちゃうので、やっぱり一次産業は、今まではもう人手に頼ってやっとな。人手が足らんだったら、外国から人間入れてくりゃいいじゃないとか、いろんなこと言われたけども、もう、けど、外国からもそんなにたくさん人は来ない。日本で、この地域で生まれる人も少ない、よそから来る人も少ないとなれば、もう人に代わるものを用意するしかないわけですから、そのためにはやっぱりコストがかかる。そのイニシャルコスト、あるいはランニングコストに対して、どれだけの支援をしていくかということ、これ、非常に大切なので、人間の生存に関わることですから、当然、国に対して、もっと農林水産業に対する基礎的な支援を拡充するようにみんなで取り組んでいかないといけないので、そういうことに対してやっ

ぱりもつと農林水産部なり、島根県として、多面的機能支払も農業も林業も水産業もちゃんとやってくださいねって言ったのと同じように、生産性の向上についての基礎的な支援について、今までよりもはるかに支援を厚くしてもらわないと、取り組む人が少なくなる以上は、よくよく考えていただきたいと思います。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

園山委員おっしゃった問題意識は我々も同じです。先ほど、基本計画の骨子の中でも、1番の方針の中に書いてありますが、まさにこれからの大きな課題としては、いかに少ない人手、少ない体制で、いかに多くの生産基盤、生産量を維持していけるかということでございます。我々はそういう問題意識の上で来年度予算を検討しておりますので、特に中山間地域の農村においては、集落当たりの農家の数も減っておりますし、そうした中で、担い手がカバーしないといけない農地面積というのはこれまで以上に広がってくるものだと思います。そういうことに対して、機械が必要だったりとか、作業受託組織が必要だったりする場合に対しては、国の事業が活用できる部分は国の事業も活用していきますし、活用できない部分については、なるべく県で支援できるような体制を組んでいきたいと考えておりますので、御指摘を踏まえて、全体として対応していきたいと思っております。

○吉田委員長

ほか、いかがでしょうか。

中村絢委員。

○中村絢委員

御説明いただきまして、ありがとうございます。ページで言うと35ページ、水と緑の森づくり税についてなんですけども、参考で資料をつけていただいておりますけども、この事業での事業実績ということで、再生の森事業だったり、県民参加の森づくり事業とかいろいろやっておられるんですけども、この事業っていうのが、島根県内満遍なく実施されているのか、それとも地域的な偏りがあるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○吉田委員長

松村林業課長。

○松村林業課長

先ほど委員から御指摘ありました県内での実施の状況でございますけれども、県内ではほぼ全ての市町村で取組を進めていただいておりますし、そういう意味では、大きな地域的な偏りはないと思っておりますけれども、一つ、第4期対策で始めました集落周辺里山整備事業につきましては、一部市町村によってはまだ取り組まれていないところも実はございまして、そういったところについては、第4期対策も含めて、引き続き情報発信を強化してまいりたいと考えております。

○吉田委員長

よろしいですか。

岡崎委員。

○岡崎委員

林業についてなんですけど、伐って、使って、植えて、育てていくっていう循環型林業の中で、ある木材に関する職業の方から、木材の加工場が県内になくて、県外に木を持って行って加工してもらって、また県内に戻してもらっている実態があるっていうふうにも伺って、その輸送コストも結構かかるし、県内にそういった企業を誘致しようと思ってもなかなか島根に来てもらえないっていう現状があるのかっていうところも伺って、実際、どういう状況なのかなっていうところを聞かせてもらいたいのと、そういった加工場が県内にあることで、輸送コストを抑えられて経営者も助かるかなという視点もありますので、出口をまず見つけるっていうことが一つ大きなところではあると思うんですけど、売れるから県内でもしっかり木を使っているんなものをつくっていかうっていう動きが働くとは思いますが、ちょっと状況を教えてもらえたらと思います。

○吉田委員長

錦織木材振興室長。

○錦織林業課管理監（木材振興室長）

県内の加工場の状況でございますが、現在、県内のほうに製材工場というところで丸太を加工する工場がございます。県内、今、69社ということで、かなり20年、30年前に比べれば、3分の1、4分の1というような水準になっているところでございます。

あと、第1期計画の中で製材工場の規模拡大ということで新設みたいな取組もしてきたところでございますけども、いろいろ用地の問題であるとか販路の問題、そういうところでなかなか新設というところはございません。

県内の加工、製材工場の状況につきましては、多分、岡崎委員がおっしゃっているのは、集成材とか、そういう貼り合わせる工場だと思います。そういうところの工場につきましては県内にないというようなところで、大規模な木造で建てるようなものについては、強度とかそういうところを求められますので、そういう工場が必要になるわけですが、そういう工場につきましては、大量生産できる工場が全国で建っています。そういう工場を建てれば、量で収益性を確保していくということで、そういう投資、販路をするところもないと建たないというような状況でございます。

県としては、県内で加工できるものでそういう売り先を確保していくというようなところが当面重要だと思っておりますので、既存工場でのそういう新たな取組というところは加工施設の整備、そういうところをしっかりとしていきたいと考えているところでございます。ただ、そういう大きなところについては、販路、資金、そういういろんな問題がございますので、そういう取組があれば支援をしていこうと思っておりますが、現状としましては、既存の工場でできるようなもので対応できる建物、そういう設計とか、そういうふうな工夫をしながら取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員長

岡崎委員。

○岡崎委員

ありがとうございます。別の視点で、県内につくったもの、建具とかでも、これ、商工労働部のほうかもしれませんけど、そういった東部技術校で木工に関する科がなくなって、そういった木でつくったものを直せる人が本当にいなくなって、新築だったら関われ

るんだけど、建てたものをまた修理するっていうことであると、西部はほとんどもうそういった職人がいなくなっていて、山間部ではなかなか直せないっていう話も伺ったんですけど、商工労働部と連携しながらそういった技術職人さんであるとかっていうものの人手、取組されているとは思いますが、それで足りているのかどうかというところも含めて、人材育成、今日の新聞にも出ていましたけど、出雲空港でカームダウンスペースを造られた話も伺ったときに、建具組合さんも出雲でも1人ぐらいしかいないっていう中で、技術校がなくなるっていうことで、やっぱり後継者も育てないっていう話も伺いましたので、木が活用される状況っていうのを続けていくためのサポートっていうのも商工労働部と連携しながらやっていただきたいなと思ったところです。

○吉田委員長

そういう人材育成、これも当然セットでやらないとうまくいかないことだと思います。よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

福田委員。

○福田委員

今日、基本計画、御説明いただきましてありがとうございます。第1期計画は、非常に高い目標設定をされたと思っています。今度の第2期の計画は、実効性が問われると私は思っておりまして、その実効性を考えた場合には、生産者の協力と併せて、消費者の理解、例えば木にしてもそれを使う側、活用する側、そうした協力といいますか、これが大切ではないかなと思っています。そのために何が必要かということ、県ばかりではなくて、生産者と直接常に対応している団体とか、あるいは自治体、市町村、ここがいかに協力してもらえるかということが大事ではないかなと思っています。その観点から、今度パブリックコメントがあるんですが、県下の市町村との協議は十分進められたというふうに思っていますが、そこら辺りはどういう状況なんでしょうかね。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

市町村との協議の状況です。まず、第1期計画をつくったときには、どちらかというと、今まで市町村等に委ねていた事業を県が全面的に主導的にやることとなったため、最初のスタート時点ではなかなか市町村との連携というのが、正直円滑にできなかったという面はあると思っています。ただ、この4年間、事業を進めていく中で、徐々にそこは理解が得られてきていると思っていますし、この5月から意見交換をしてきた中で、ある程度、県の方向性、まさに収益性、生産性を高めていくためには何をすべきという視点から、皆さんの御理解は大分広まってきていると思っています。

次期計画に関しては、基本的には大きな枠組みは第1期計画で進めてきたことをさらに深化して進めていくということです。これまで市町村に理解いただいたことですか、また、一緒にやらないといけないことについては、その事業ごとにしっかりと担当と意思疎通を密にしながら取り組んでいくことは当然だと思っておりますし、それぞれそういう準備も今進めておりますので、心得て進めていきたいと思っています。

○吉田委員長

福田委員。

○福田委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。実際には、出先機関と、振興センターのほうとそれぞれの市町村との協議等になるんだろうと思っておりますので、しっかりやっていただきたいと思ひます。

先ほど、園山委員がおっしゃったように、例えば大型機械を上手に活用するとか、そういう具体的なことが今後出てくるだろうと思ひますが、例えば、県の持つておられる大型の草刈り機がありますよね。その大型の草刈り機を地元の人が借りて草刈りするんですよ。ところが、2台ぐらいしかないのかな、そうすると、バッティングするんです、ちょうど時期が。しばらく借りられないとか、そこら辺りうまく調整を、地元の要望がいろいろありますから、それを振興センターのほうでしっかり聞いてあげて、機械が足らなければ補助で買える事業ですから、現場の声しっかりまた、さらに前へ進めていくためには調整をしていただいて、生産性が高まるように、さらによろしくどうぞお願ひしたいと思ひます。

○吉田委員長

ほか、いかがでしょうか。

岡本委員。

○岡本委員

農林水産基本計画の施策体系のところ、重点推進事項、すごく分かりやすくなったのか、シンプルになったと思うんですけど、その中で、ちょっとひとつイメージがあんまりできなくて、漁業の企業的漁業の維持・発展ってなって、この企業的漁業って、何かそういう定義じゃないんですけど、言葉的に何かあるのかなと思ひて。中身を見ると、機械化だったり高収益化っていうのが、それは分かるんですけど、あんまりちょっと企業的漁業ってイメージがなくて、定義的なものっていうか何かがあればちょっと教えてほしいな、こだわっているわけじゃないんですけど、ちょっと教えてほしいなと思ひて。

○吉田委員長

横田農林水産部次長。

○横田農林水産部次長（水産）

お答えします。この計画、第1期をつくる際に部のほうで整理した単語でして、簡単に言いますと、まき網とか底びき網みたいに乗組員、従業員を雇って漁業する比較的大規模な漁業、文字どおり企業的な、そういう大きな漁業です。ちなみに、反対側は、沿岸の小規模な、私どもは沿岸の自営漁業、個人による漁業で、対になっている認識でございます。

加えて言いますと、企業的漁業の維持・発展というのは、やはり大きな漁業は、なかなか資源管理でいろいろ厳しい規制もありますので、これを増やすというよりも、今あるそういう大きな漁業、経営体にてこ入れをして、経営改善をして残していこうという趣旨でこのたび第2期をこういうふうに項目立てしているところでございます。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

農業とかだと、法人を集積して大きくするみたいなイメージがあるじゃないですか。漁

業ってなかなかそういうのって難しいので、企業的っていう部分をどういうふうに、だから、今ある大きな部分の維持という意味ですね。なるほど。小規模っていうのは、どっちかっていうと、家族的というところ、対義語というか、集積というよりは今あるものを維持していくっていう意味合いですね、分かりました。

○吉田委員長

ほか、どうでしょうか。

成相委員。

○成相委員

さっきのコストの話ですけど、一頃、飼料とか肥料とか、米国の2倍もするんだと、コストが。それがどんなふうに見直されたのかなというのが一つ、私、分らん。

それから、もう一つ、韓国と比べて農業機械などがべらぼうに高い、日本の場合。さっきの話じゃないけど、コストを下げるためには、こういうところをやっばり見直していかなくちゃいけないんだっていうのが強く指摘されていました。こういうことなんか一体、その後どう取り組まれているのか、具体的に、島根の場合どうなのか。

逆の話が入っているんですよ。一般の商工組合が扱っている農業機械を4割安くしたのをペイするというので安く売り出したら、やっばり農業協同組合が非常に反発して、これまた元に戻さざるを得なかったって話も私の耳に入ってますよ。そういう世代でしょう、結局。だから、これらについて、私、今まで県が補助金を出して農業機械などを入札で落とすようなそういう場面において、かなり高止まりしていることを議会で聞いたことも何度もありますけれども、そういったようなことについてきちっと対応ができていくのかどうか、どうですか。

○吉田委員長

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

機械コスト、それから肥料、農薬等のコストが高いと、それをどう下げていくかという話でございます。農業協同組合のほうも全国的にもコスト削減には取り組んできておられたらと思っております。ただ、一方で、この2年ぐらいですね、資材価格が非常に高騰してきているということで、安い高いというよりも調達をどうするかということのほうの問題になりつつあると思っております。当然ながら価格も上がってきているということで、コストが上がる中でどう抑えていくかということをお我々考えていかなければいけないと。

例えばビニールハウスなんかでも、今、従来から1.5倍ぐらいの価格になっているということで、新規就農者の方も非常に入りづらくなってきているという現状があります。そういった中で、今までと同じように、この施設園芸一本で入ってくるというよりも、露地の野菜を組み合わせるとか、そういった経営体系をいろいろ考えながら全体コストを抑えていくということをやっばりしていかなければいけないだろうということで取組を進めているところであります。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

さっき申し上げたように、ここ2年のときには、いろんな諸環境でエネルギー価格が高

騰したってということが一つの原因として、いろいろな諸物価上がっているというのは一定の理解はしますが、それ以前からもう高くて、減ってない。さっき、何か高原状態にあると。それで、ならば、ちょっと具体的に取組んできたって今おっしゃったけれども、じゃあ、どういう取組をして下げようとして、実際下がってないんですよ、何で下がらないのか。上がる原因はいろいろ今言われたみたいなことが今回言われていますから、そうかなと思うかもしれないけれども、それまでのところの取組として、全く全然分からない、取組まれてないんじゃないのかって話ですよ。

例えば、今の島根県内における農機具などについての取扱いについて、価格については一体それが妥当なのかどうなのか、それ、やっぱり調査してみられたかどうかですね。さっき言ったように、一般の商工組合が4割安くして売りますといったものが、横からの圧力かかって元に戻されたって話、生々しい話ですけどね、私の耳に入ってますよ。肥料、飼料だって、2倍もするものが、せめて1.5倍とか1.2倍ぐらいまで下げたけどという話があれば理解はしますが、その足跡が見えない。

○吉田委員長

原農林水産部次長。

○原農林水産部次長（農業）

特にJAのことを言っておられると思いますけども、農業協同組合につきましては、全国的な取組としては、例えば肥料であれば、大口の取引を進められたり、農機具であれば、全国で統一メーカーみたいなものを扱ったりすることでコスト削減の取組を進めてこられたとっております。

農業協同組合も民間企業ですので、我々そこに対してどうっていいことはないんですけども、いろんな競争がある中でそれが取組まれてきているとっておりますし、島根県で見ますと、今年からJAしまねとジュンテンドーのほうで資材を共同で取り扱うということがはじまっております。問題は価格もですけども、農家の方々がなかなか入手しにくいとか、今までは持ってきてもらえたんですけども、それがなかなか難しくなっているということで、例えば取りに行かなければいけないとか、休みの日になかなか手に入らないという調達のほうも問題になってきているということで、JAさんとしてそういう取組をされているんだとっておりますので、様々な取組をされながら経営が継続できるように取組んでおられると認識しております。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

そういう全国で取組みしているっていうのは安くなっていますよね。安くなってないからこうやって私が言うんだ、ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃね。今、初期投資は物すごく大きいわけですから、農業は。そうすると、やっぱりそういうことを考えて、少しでも下げるように取組まなきゃいかんですよ。

ちょっと私、今、次長が言われた認識は、現実とずれがあると私は思う、現実、下がってないもん。もしそういう取組があったら下がったと思うよね。だから、やってください、もっと。

○吉田委員長

成相委員、民間の商売のことに行政がなかなか手を出しにくいじゃないでしょうか。把握しておくことは、やはり経営上、大事だとは思いますがね。

成相委員。

○成相委員

やっぱりね、農業協同組合が構造的に今もうけているのは金融なわけですから、あとは全部赤字でしょう。そうすると、やっぱり下げるインセンティブって働かないですよ。そうすると、どうやってそれが農家にとって利益が還元できるかっていうことになる、やっぱり農業協同組合に対して補助金を出してやるような仕組み、農業機械出すときに。そうすると、農業協同組合が発注元になって、それでもって、以前聞いた、お話ししたことありますけど、やっぱり談合問題が起きたわけですよ、公正取引委員会がこれ介入してきましたから、広島から。やっぱり談合があって、要綱改善しましたよ。だから、そういうふうな仕組みが、農業機械を出すときの発注をするときの仕組みがそういう土壌をつくっている、助けになっているわけですよ。

肥料、飼料だって、今、全農が一括してやっているんでしょう、入れているんでしょう。商事系も入っているだろうけど。だから、やっぱりそういう旧態とした物資の流れというものが固定化してしまっておって、一農家としてはどうにもならん状況になっておると。それをどう改善するかっていうことですが。

だけん、実際、コストを下げ、農家の所得を倍増するって国は言ったわけですから、じゃあ、具体的にどうするか。民間のことだからそこまでくちばし入れるなって言ったら、全然話がまた元に戻る話ですよ。もうやめときましようか。

○吉田委員長

分かりました。いろんな観点から経営環境というのを注視していくということが大事だと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、農林水産部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、以上で農林水産部所管事項の審査及び調査は終了としたいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開は午後1時からとしますのでよろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○吉田委員長

それでは、委員会を再開します。

これより両部共管事項の調査を行います。

報告事項について執行部から説明をお願いします。

永富しまねブランド推進課長。

○永富しまねブランド推進課長

それでは、両部共管資料の1ページをお願いいたします。島根県産品お中元ギフトセン

ターの実施結果等について御報告いたします。

この事業は、令和6年1月の一畑百貨店閉店後、はじめてのお中元シーズンを迎えることから、県内事業者の販売機会、売上げの維持を図ることを目的に実施し、8月の農林水産商工委員会では、ギフトセンター事業の売上実績等につきまして、速報値として報告いたしました。今回、最新の実績として報告いたしますが、前回の報告値について集計に誤りがありましたので、数値を修正させていただくとともに、参加事業者や来場者に対するアンケートも集計しましたので、併せて報告させていただきます。

(1)に、ギフトセンターの実績について、レジ客数、売上額、売上げ個数等について、それぞれ右の修正後の数値に修正をさせていただきます。

(2)の島根県物産協会における実績につきまして、表中の物産観光館の実績について、大きく修正をしております。令和6年分は、修正前、3,711万円から、修正後は2,171万円へ。令和5年は、修正前、2,583万円から、修正後は1,970万円へ修正をしております。令和6年については、物産観光館の数値にECサイト及びギフトセンターの実績が二重に含まれていたことから、減額をしております。令和5年分につきましては、ギフト商品以外の売上げを含んでいたことが分かりまして、改めて精査をし、その分の売上げを除外したことによる減額としております。これらの修正に伴い、合計額、令和6年と令和5年の比較の数値についても、修正後のとおり修正させていただき、報告をさせていただきます。

続いて、事業者に対するアンケート結果です。対象となる事業者は、ギフトセンター事業に参加した事業者及び昨年、一畑百貨店でのお中元の取扱いのあった事業者、合わせて122社に対してアンケートを実施いたしました。アンケートの内容は、昨年のお中元と本年のお中元の売上げの比較でございます。

(1)のギフトセンター参加事業者につきましては、98社中75社から回答をいただいております。全体としてある物産協会での取扱分、その他、ECサイトのギフト専門店、百貨店での取扱いを全て含めた合計値のところでは、売上げが増えた、変わらないが7割を超えております。その下の物産協会での売上げだけを見ますと、9割を超える事業者が昨年の売上げを維持、増加したとの回答をいただいております。

(2)には、昨年、一畑百貨店でお中元の取扱いのあった事業者69社に対してのアンケート結果です。このうちギフトセンター事業に参加いただいた45社のうち、回答のあった39社を見ますと、全体では、売上げが増えた、変わらないが約6割を超えております。さらに、物産協会での売上げを見ますと、こちらも9割を超える事業者が昨年の売上げを維持、増加したとの回答をいただいております。

一方、ギフトセンターに参加していない事業者ら24社のうち、回答をいただいた11社では、増えたと回答のあった事業者はなく、変わらないが1社、減ったが大半の8社、73%となっております。ギフトセンター事業に参加いただけなかった理由を尋ねたところ、百貨店との取引を希望されたところや、お中元の取扱いをやめたといった声がございました。

こうしたアンケートの結果からは、ギフトセンター事業に参加したことにより、多くの事業者では売上げの増加、維持につながったことが見てとれることから、一定程度ではありますが、一畑百貨店閉店の影響を緩和する受皿としての効果があったものと考えており

ます。

(3)に、ギフトセンターに対する主な意見を上げております。販売金額、件数ともに増えた、季節商品であるブドウやメロンといった産直ギフトの売上げがよかった、会場での車で行く便がよかったとの意見があった一方、取扱商品数をもっと増えればよかったといった意見もいただいております。

4に、ギフトセンター来場者に対するアンケート結果を上げております。回答者は316名、来場者全体1,543名のうちの約2割となっております。主な結果として、来場者のうち、約半数が旧一畑百貨店でお中元を購入していたこと、ギフトセンターを知ったきっかけとしては、新聞・テレビが6割を超えたことなどが見てとれました。商品の品ぞろえ、価格設定においても、半数以上の人に評価をいただいております。

御意見としては、一畑百貨店の代わりとなった、ゆっくり商品を見られたという意見の一方、品ぞろえが少なかったという意見もいただきました。こうした意見を踏まえまして、今回の事業の委託先である物産協会ともしっかり共有し、今後の運営にも生かしていきたいというふうに考えております。

事業者及び来場者アンケートの詳細については、資料1、2をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの報告は以上です。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等ありましたらお願いします。

福田委員。

○福田委員

報告ありがとうございました。この効果はそこそこ評価されてしかるべきだと思っておりますが、この2か月ちょっとの期間、くにびきメッセの場所代っていいですか、これが大変高かったと思うんですね、四、五百万円ぐらいだったんだろーと思っておりますが、事業そのものはいいんですが、言わば、場所代が非常に高いという印象を持ったものですから、これから、松江は場所がないかもしれません。御苦労があるかもしれませんので、何か知恵絞られたらどうですかね。

○吉田委員長

永富しまねブランド推進課長。

○永富しまねブランド推進課長

福田委員のおっしゃるとおり、場所探しには、実は大変苦労いたしました。なるべく松江城の近くということで、県民会館ですとか、それから市町村振興センター、あとは、ちょっと離れたところで駅ですとか、そういったところも実は候補といえますか、探したところでもございました。ただ、どこもこの2か月間という期間を一括で借りられるところというのが正直ございませんでしたので、仕方なくという表現ができるかどうか分かりませんが、ちょうどくにびきメッセの大規模改修で、今回行った小ホールの予約が入ってございませんでしたので、そういったこともありまして、小ホールのほうにさせていただきました。

一方で、今、物産協会の主事業として、お歳暮ギフトセンターを開設しております。これにつきましては、もともとレストランがあった跡地ということで、大変少額ということ

で運営のほうができているというふう聞いております。今後もそういった工夫をしていただけるというふうにも考えております。

○吉田委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ないようでしたら、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、両部共管事項全般に関しまして、皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

では、以上で両部共管所管事項の調査を終了とします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○吉田委員長

それでは、商工労働部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、商工労働部長の挨拶を受けます。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

吉田委員長、岩田副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から商工労働行政の推進につきまして、御助言、御指導いただきまして、お礼申し上げます。

今議会から、私が部長に、平田が次長に就任いたしました。現在のコスト上昇による収益の悪化や人手不足など、大変厳しい経営環境にある県内中小企業の支援や、回復しつつある観光をさらに伸ばしていく取組など、ここにおります管理職をはじめ、商工労働部全体で取り組んでまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、国が示しました新たな総合経済対策では、賃上げの環境整備や物価高の克服などが掲げられ、臨時国会に補正予算案の年内成立を目指して提案されております。県としましても、国の補正予算で追加措置される予定の重点支援交付金を活用しまして、賃上げ原資の確保、コスト上昇への対応など、施策を検討してまいります。まずは電気、ガスの価格高騰対策に関連します補正予算案を先日追加提案させていただいたところでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、先月から開始いたしました出雲日御碕観光応援キャンペーンでは、宿泊割引や飲食、お土産等に使えるクーポンの発行を実施しておりますけれども、多くの方に御利用いただき、にぎわいが戻ってきたという声もいただいております。今後、大型バスの通行も可能になる予定ですので、引き続き多くの方が日御碕地区に訪れていただけるよう取り組んでまいります。

本日は、一般事件案2件、補正予算案2件のほか、報告事項7件につきまして御説明、御報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された商工労働部に係る議案は、一般事件案2件、予算案2件であります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第168号議案及び第176号議案について、執行部から説明を受けます。なお、第168号議案と予算案第146号議案のうち関係分の一部は関連がありますので、併せて説明を受けたいと思います。

また、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

順次説明をお願いします。

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

それでは、商工労働部所管分資料の1ページをお願いいたします。第168号議案、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

1、施設名は、島根県立産業高度化支援センター、通称テクノアークしまねで、3の指定管理者の候補団体は、現在の指定管理団体である公益財団法人しまね産業振興財団、4の指定する期間は、令和7年度から5年間となります。5のとおり、申請者は1団体でした。

6の選定方法については、民間委員等を含む選定委員会において、書類審査とプレゼンテーションによる選考を行っており、選定理由は枠で囲った項目になります。まず、入居団体や島根大学産学連携センターなどと連携を図りつつ施設を利用することで、利用者のサービス向上につながる取組が提案されていること。また、これまでの運営実績を踏まえたサービス向上の取組、例えば施設利用者へのアンケート結果を基に掲示の工夫をするなどといった独自の取組が提案されていること。そして、指定管理者としての実績も積んでおり、安定した管理業務を継続して行う体制が整っていること。以上の点から選定しております。

7は、関係する予算案第146号議案の説明でございまして、指定管理者の指定に合わせ、指定管理料として、令和7年度から5年間で13億1,600万円余を限度とした債務負担行為の御承認をお願いするものであります。

私からの説明は以上です。

○吉田委員長

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

それでは、私から、一般事件案第176号議案、権利の放棄について御説明をいたします。2ページを御覧ください。

はじめに、1ポツ、中小企業高度化資金の制度概要を御覧ください。今回放棄をお願いいたします債権は、中小企業高度化資金貸付金です。この貸付金は、中小企業基盤整備機構が実施する融資制度であり、中小企業が協同組合をつくり、共同で施設などを整備する場合、長期、無利子で融資する制度です。貸付金の財源は、中小企業基盤整備機構が67.5%、県で32.5%を負担しております。

続いて、2ポツの債権の状況を御覧ください。貸付先は石央セラミックス協同組合で、石州瓦の製造販売を行われ、今回の貸付金は瓦工場の建設資金として平成6年に11億4,210万円を貸し付けたものです。貸付後、瓦ニーズの減少などにより売上や生産量が減少し、令和2年12月に石央セラミックスの事業は丸惣に移管され、石央セラミックスは

工場を閉鎖しております。令和3年1月から返済がなく延滞となりましたけれども、再生計画に基づき、引き続き金融機関とともに支援してまいりました。

次に、3ポツ、石州瓦産地の現状と課題です。瓦市場が縮小する中、今年6月に石央セラミックス、丸惣、シバオの3社で経営統合の方向性が示され、中小企業活性化協議会の支援により、新たに再生計画を策定されました。再生計画の中身については3ページを御覧いただきます。

3ページ、4ポツ、再生計画の内容ですが、主な内容は(1)から(5)になります。

(1) シバオを主体として、新会社、瓦百景株式会社を設立し、産地の再生を目指すこと。
(2) シバオと丸惣の事業や従業員は新会社に移管されること。(3) 丸惣グループは最終的に特別清算すること。(4) 組合や連帯保証人は相当の負担を行うこと。(5) 再生が円滑に実行できるように債権者は債権放棄を行うこととございます。

続いて、この再生計画に基づく県の債権放棄額ですが、5ポツ、債権放棄の内容を御覧ください。表の①の債権額から②の今後の弁済額を控除したものが放棄額の上限となり、9,890万5,000円になります。今後、追加弁済があれば、その分、債権放棄額は減少をいたします。なお、附帯債務として延滞金が発生しており、放棄日までの発生分が放棄の対象になります。

続きまして、6ポツ、再生計画に同意する県の考え方でございます。(1)から(3)の事項を考慮して、債権放棄に同意したいと考えております。

(1) ですが、今回の再生計画は、公的な第三者機関である中小企業活性化協議会が支援して策定したものであり、他の金融機関や中小企業基盤整備機構も同意しております。こうした点から、公平性、客観性が認められると考えております。

(2) ですが、今回の計画は業界トップの2社が統合し、産地再生を目指すものであり、実現性が高いと考えております。また、計画が実行できない場合、関連企業への影響が大きく、県西部の経済の縮小、こういったことも懸念され、公共性も高いと考えております。

また、(3)のとおり、経営者や連帯保証人は公的に策定された経営者保証ガイドラインに基づいて負担をされております。

以上のことから、権利の放棄をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。

岡本委員。

○岡本委員

債権放棄の再生計画の同意の県の考え方ということで、こういう理由っていうのがあるんですけど、再生計画自体っていうのは明示されないというか、我々が見るっていうことはないんですか。もうこれでいくと中小企業活性化協議会がつくっているからとか、中小企業基盤整備機構が同意しているからって理由なんですけど、計画自体っていうのは明示されないのかどうかっていうのと、あと、さっき言った債権放棄の額で、ほかにも債権者さんいると思うんですけど、どういった割合でどういうふうになっているかっていう、そういった明示はしてもらえないのかっていうことをお伺いしたいんですけど。

○吉田委員長

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

2点御質問をいただきました。

1点目は再生計画を確認できないかということでした、これについては、個別企業のことということもございまして、中小企業活性化協議会、こちらのほうが策定をしておりますので、この場ではお見せするという事はできませんけれども、趣旨と中身ということは今回説明をさせていただいた中身でした、そういうことを加味して債権放棄額というのをお示ししたということでございます。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

それはそうなんですけど、例えばこれからまたさらに支援していくっていう段階、支援していくっていうことで、じゃあ、この新しい会社がどういうふうにやっていくのかっていう計画だと思うんですよ。だから、どの方向性でどういうふうな、多分市場の調査だとかいろんなことをしていると思うので、全部まんま出してくださいとは言わないんですけど、もう少し要約した、今石州瓦の産地はどうでとか、先がないのにこうするっていうのは何かちょっと、どっかほかのところがつくったからそれでいいと言われても、中小企業活性化協議会が何をもって何をどうして判断したかっていうのが見えない中で承認してくださいっていうのが少し何か乱暴なような気がするんですけど。1企業といっても当然支援もして、これからも支援していくということには変わらないんですけど、何も根拠がなくてそうやっていくということには多分ならないと思うんですけど。

○吉田委員長

先の見通しについて何か言えますか。

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

先の見通しということなんですけど、今、再生計画に基づいて新たに瓦百景という新しい会社を設立されたというところです。この後、県が議会の御承認をいただいて、債権放棄を同意させていただくということになりますと、次の段階として実際の丸惣あるいは石中央セラムックスの債権の整理が行われるという流れにはなっております。そういった中で、現在、瓦百景のほうで再生計画に基づく実際の、先ほど委員がおっしゃいました市場動向の状況、あるいは今後の取組、これはもちろん丸惣、シバオ、こういったところの経営資源を活用して、従業員を活用した形で取り組まれるということで、瓦の、言ってみれば、これまで競合相手であった2社が一丸となって産地再生に向かっていくという計画を今つくっておられるところでございます。そういった、今、段階的に進めておられるというところはお聞きしておりまして、ただ、それを進める上で、やはり債権の放棄、こちらのほうも求められているというところで今説明をさせていただいているということでございます。

○吉田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

新会社の計画につきましては、6月補正のときにコンサルで支援をしますよというふうにつけさせていただいております、今実際にコンサルも入りながらいろんな検討をしているところです。先日瓦百景という新会社の立ち上げについて発表をされまして、その中では、選ばれ続ける瓦になるんだ、ブランド力を強化するんだとか、訪れたい場所にするんだとかっていろいろないろいろコンセプトだとか、そういった今後の向かっていくようなイメージのところについては発表されました。

今後、委員おっしゃられたところの具体的にどうやって数字を伸ばしていくんだというところについては、今議論を検討している最中です。特にマーケティングについて、例えば今議論の途中でいうと、じゃあ、どこの地域をターゲットにして売っていくのかとか、両社が合併をして、じゃあ、まずはラインナップはどうするかだとか。まずはどこをどういうふうに整理をするかっていうところがまずは基本で、今後伸びていくところについては、今どこをどう狙っていった数字を出していくかっていうところについては、今はまだ検討をして、議論をしておられるところでございます。

今年度いっぱい、まずはそのコンサルをつけてのところについては支援しておりますので、今、その議論の状況っていうのは我々のほうも中身をチェックもさせてもらいながら、その様子を見ているところでございますけれども、その大体が見えてきたところ、2月議会、もしくは年度末ぐらいになってしまうので、ちょっと6月になるかもしれないんですけども、そこで見えてきたところで、もう一回改めてしっかりとそこは報告させてもらいたいというふうに考えております。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

ここに書いてあるのが、本事業再生計画に同意して書いてあって、今のお話で、まだ途中ですっていうような御発言があって、今、説明されていることを見たいので見せてもらえませんかって私は言っているつもりです。

あと、もう一つ、さっき言われた、この再生計画に係る計画の支援で1,000万円でしたっけ、出してますよね、それ県が出しているわけですから、出しているところに関してそれをつくったものに対して見せていただけないとか、それで今の、言葉尻取るわけじゃないですけど、できているのかも分からない、まだ途中ですっていう言い方だと、今、先々のことはこれからやります、じゃあ、今の計画っていうのはどういう計画で、じゃあ、そのどういう計画か分からない中で債権放棄を同意してください、同意しますっていうのは、今の話の中で、時系列的に何かしっくり来ないような感じがあるんですよ。

さっき言ったように計画ができてしっかりしたところって2月でというんであれば、じゃあ、なぜ今債権放棄の話が出てくるのかっていう、そういうような感じなんですけど。だから、今計画ができていんならできているものを見せてもらえばいいし、だって、それがまだ先の計画、売上げだとかなんとかっていうのはこれからです、ただ、じゃあ、今判断しているものについてはこれですっていうものが分からないので、私は今聞いているだけなので。

あと、1企業さんっていうことはあるんですけど、さっき言ったような計画策定についてはもう既に県も支援もしています。債権者の立場でもありますっていうところの部分で、

なぜなのかっていうのを私は伺っているんですけど。

○吉田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

現状の計画のところにつきましては、両社合併を、どんなふうにもまずは経営を統合するか。それから、それによってどう目指していくかっていうところはざくっとしたところでしかありません。だから、現状の統合に向けてのところはすごく精緻に積み上げて計算をしているものなんですけど、今後の部分については具体のものではないです。今後伸ばしていきますよという。今後、委員おっしゃられたところの具体にどう伸ばしていくかというところについては、実際に今コンサルを入れての議論っていうのは今年度いっぱい支援しておりますので。あとは、実際に来年度も引き続きするっていうところの検討中ではございませんけども、その検討っていうのは引き続きやっております。それは実際にどう伸ばしていきますかっていうところを絵に描いた餅にするわけではなくて、実際にどうやっていくかっていうところの具体のところを今詰めて検討しておられるとこでございます。

○吉田委員長

園山委員。

○園山委員

再生計画と事業計画は違うんですよ。事業計画を聞いているわけじゃない。再生計画を聞いているんですよ。再生計画の中身が分からないと、私たちは幾ら3,000万円余といえども県民に代わってこの債権放棄をするということを同意するわけですよ。その同意の前提条件になる県が再生計画を認めてこの債権を放棄したいというものに対して、いや、再生計画は見せられませんかと言われれば、そうすれば、いや、ちょっと待ってくださいと。私はこの債権放棄、全く債権放棄しなきゃ再生がかなわないということだったら債権放棄すればいいと思う。ただ、債権放棄をするのであれば、そこに至る経緯とか再生計画の中身というのはこんなもんですということをきちっと説明されないと、それは提案にならない。要するに提案のていをなしてないと思うんですよ。それが1企業のことでも外へ出るといけないということだったら秘密会にするとか、あるいは議事録止めて協議会に切り替えて皆さんに説明するとか、いろんな方法あるじゃないですか。少なくとも委員からこの再生計画の中身について知らせてくださいという質疑があれば、それに答えるのは当然だと思う。それが1企業のことだから答えられないということだったら、じゃあ、1企業を助けるために何で税金つぎ込まなくちゃいけないのというそもそも論になりますよ。それは当然再生計画を策定して、それを中小企業が同意をしているということを言っとられるんだから、じゃあ、その再生計画の中身をきちっと説明してくださいっていうのは別に何にもおかしい話ではない。

○吉田委員長

園山委員言われるように、これを判断するに当たって十分な資料が提示されていないという状況ですが、どうされますか。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

説明が本当に不十分なところがございました。まず、申し訳ありません。

まず、前提として、今回、園山委員からもございましたように、再生計画と事業計画は異なるというところで、我々は債権者として再生計画のほうを確認させていただきました。その中で、債権者として大前提となるのが再生計画に当たりまして、このまま再生計画ができなかったことを想定した場合と、再生計画ができた場合の経済合理性といったものが普通の債権者同士で決めるときのポイントになることがございます。そういったところで今回、再生計画に当たって、処分する内容、それから、こちらでもあげさせていただいた各組合員などの負担の状況、そういったものがきちんとしたルールに基づいて出されているかというところを確認させていただいたときに、このまま再生がならず破産なり、今後大きく事業が縮小していくというようなところが想定され、債権が残ったままで返済ができない状態をずっと続けていくのと、どちらに経済合理性があるかといったところを比較したときには、この計画はそういった点では合理性があるといったところを判断のポイントにさせていただいております。

今回再生に同意する県の考え方として、3ポイント上げておりますけれど、これは、私的整理をする場合のポイントとして、過去、県のほうから議会などでもこういったことをポイントにやってまいりますということでお示しさせていただいたところです。そういった計画が債権整理といった意味の計画もきちんと客観性があるかといったところから、いわゆる公的な機関、今回は活性化協議会のほうがつくっているというところで一つ担保を置きながら、その説明を受け、そういったことを確認していったところです。

それから、県でありますので、単なる経済合理性だけではなくて、やはり瓦業界の産地を守っていくと。過去の瓦業界が再生に向けていろんな合併や、県のほうで債権放棄といった経緯もございます。そういったことを繰り返してきた中で、今回新たな統合をしていくという、これまでは若干過去の負担といったものを引きずりながらやってきたところですが、今回は再生を抜本的に応援しようという、県としては石見地区の瓦業界を支援し、地域の雇用や産業を守るという公益性といいたし、そういったところも総合的に県のほうでは判断させていただいたということでございます。

3番目に書いてあります経営者保証ガイドラインというのを、先ほど言いましたように、再生計画はルールにし、全国銀行協会とか国とかでつくられたガイドラインになっておりますので、決して恣意的につくられたルールに基づかないといったところを基準にして判断させていただいたというところがございます。事業計画につきましては、今十分な御説明はできませんでしたが、これからまさに合併して努力していくところでございますけれども、これだけの過去の負債なり、いろんな負の部分の整理したという計画を示されて、再出発に当たって適当と、県としては総合的に判断させていただいたというのが現状でございます。

詳細な他の金融機関の情報などは過去の発表などでも県の側からは控えさせていただいておりましたので、中小企業活性化協議会のほうが発表できるかどうかにつきましては、我々としてはいわゆる債権の残額に合わせているルールに従ってやっておりますので、その点だけは御理解いただきたいと思っております。

○吉田委員長

園山委員。

○園山委員

そんなこと聞いとるわけじゃないんですよ。そげん、県がおかしいものを通すわけはないという前提で物を言つとると。だから、再生計画をきちっと示せばいいじゃないですか。今の負債総額がこれだけあって、全ての資産がこれだけあって、債務超過額がこれだけあると。それを新しい新会社に移すに至って、そのルールで、例えば90%債権放棄をするんだと。これとこれとこれの債権者がおるけれども、それらがこれだけの債権放棄をされましたと。それで新しい新会社の資本金がこれで、新しいバランスシートはこういうものですと。何月何日に新しい事業計画をもってスタートしますというのが再生計画だから、そのぐらいはそげん何ぼでもオープンにできる話だし、それがオープンになりませんということ、それは同意してくださいというものにはならんよ。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

端的に今説明いただいて、園山委員言うとおりになんですけど、もちろんルールとかガイドラインだとかっていうことは、私も十分過ぎるぐらい承知していますので、まさに今お話しされていることの当てがなくて、今説明いただいている当てがないので、我々も判断ができないのという単純にそれだけの話だし、先ほど言われたように、県のほうがちゃんと見てないっていうのは毛頭思っていないし、もっと言うと、私も本当にやればいいのか、もちろん支援には大賛成ですし、やればよいと思っています。さっき園山委員が言われたようにやっぱり税金ですし、過去にもこういう形でやってられたのかどうかちょっと私も分かりませんから、過去はそうだったからそうだっていう言い方もあるかもしれませんが、今の立場としては、今一生懸命口頭で説明いただいたことを出していただければ、ああ、そうですかっていう話だと思います。細かく重箱の隅をつつくように、これはこうです、ああですって言うつもりも全くないです。

一つ、本当に最後言っておきます、私は支援したい。別に反対するわけではないんですけど、そのところです。すみません。

○吉田委員長

今の話ですけども、当然県の判断に当たっては島根県中小企業活性化協議会から文書でいろんな資料が示されているはずでございます。その中で、判断するにはこれだけでは不十分という意見が出たわけですので、これについての補足資料を提示していかなければ、ここから先の委員会として責任を持った判断ができるのかという、そういう素朴な疑問からでございます。

どうしましょう。ほか、委員の皆様、何かありますか、このことについて。

岩田副委員長。

○岩田副委員長

今色々お話伺って、当然我々税金をお預かりしている立場ですからね、我々の財布が痛まないと思ったら大間違いで、県民に負担をかけることなんですね。これまで何回となくこういう債権放棄っていうのはやってきたんですが、当然我々議員側も皆さんを信頼して分かりましたということで承認をしてきたんだと思うんですね。ただ、やっぱりこうやって疑義が生まれたときに、出せませんっていうのは私はおかしいと思う、正直言って。ちょっとおかしい。あなた方を信用して、別にこの場の委員会でも性善説に基づいてこれの

決を採ることは可能なんですが、それはやっぱり資料を出すべきだと思います。別に後日でも構いませんよ。それが、その担保があるのとないのとでは、やはり委員の皆さんの受け止めも全然違うと思いますよ。いかがでしょうか。

○吉田委員長

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

御指摘のとおりでございます。これまでも県もいわゆる再生計画をもらって、この公表につきましては、やはり作成した機関のほうからここまではできないとかいろいろありました。ただ、もちろん公表できる範囲というのもありました。今日御説明するに当たって、そういった本来公表できるもの、または、御説明、本来は最大限配慮すればできる範囲というのもあったと思いますので、今回作成しました中小企業活性化協議会、それから、計画の主体となりますシバオをはじめ関係者ときちんと整理をして、その上でこういった判断に至った道筋を少なくとも御説明できるぐらいのところまでは資料を用意させていただきたいと思います。

○吉田委員長

資料は出すという、中身について協議も要るんでしょうけども、出すということで理解してよろしいですか。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

今申し上げましたが、なかなかちょっと全てをそのままお出しするということはなかなか難しいかも分かりませんが、最大限の努力はしてお示ししたいと思います。

○吉田委員長

今、口頭説明だけではなくて、きちっと資料を分かるように、ぜひこちらにも示してほしいということで進めたいと思います。よろしいですかね。

岩田副委員長。

○岩田副委員長

今御答弁ありがとうございます。それで、当然当該事業者さんにとって知られたい情報、知られたくない情報、あるかと思います。ただ、やっぱり逆に言うと事業者さんにも認識してほしいのは、要は3,000万円くれって言っているわけですよ。そういうことを言っているのと一緒なんです。だから、当然それに資する情報を提供するっていうのは、だから、逆に言うとその情報を出さないなら、それはそこにお金払いませんで言うことができる県の皆さんは立場だということも、それは話を進める上で、やはり逆に言うと先方さんの理解も得るように今後同種の事案に対しては御対応いただきたいと思います。以上です。

○吉田委員長

今後何が分かるか分かりませんので、そのようなきちっと出すという方向性で取り組んでいただきたいと思います。倒産による放棄ではなくて、再生のための放棄ということでございますので、十分な資料をお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

福田委員。

○福田委員

指定管理者のことについて、私の認識が曖昧ですから、違っておるかもしれませんので教えてやってください。あそこの指定管理者を決定されたということですが、諸物価高騰で、人件費アップが当然この中にも含まれておるのではないかというふうに思いますけれども、認識が曖昧かもしれませんが、国のほうで人件費アップ分について交付金制度ができていうふうに聞いていますが、人件費、指定管理者、指定管理する場合ですよ、その人件費をアップさせた、それに対する交付金措置があるというふうに聞いているんですけども、それが仮にあるとすれば、そういうものは活用されているのかどうか、そこから辺りちょっと教えてくださいませんか。

○吉田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

実際に人件費だったりとかいろいろコストアップっていうのは、前回、5年前の指定のときから大分変わってきております。その中で、昨年も、途中で、例えば燃料価格とかの高騰の部分に対応したりとか、あと、今回においてもこの5年間での人件費の高騰であったりとか、エネルギー価格の高騰っていうのは反映した形で数字を上げて決定しております。その財源については、現状この予算、一般財源で対応する形で組んでおりまして、今委員おっしゃられておられるこの交付金っていうのは今当たっている形の予算要求は、今しておりません。

○吉田委員長

福田委員。

○福田委員

私の認識が違っているかもしれませんが、国でその対応の制度ができていうふうに聞いておりますので、確認してみてくださいませんか。

○吉田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

すみません、私のほうではその交付金の存在を承知しておりませんので、財政課のほうにその旨しっかりと伝えておきまして、こういった御意見があったということを伝えておきます。

○吉田委員長

ほか、よろしいですか。

それでは、採決を行いたいと思います。

この2件につきまして、一括して採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

そしたら、様々な御意見出ましたので、そのことを踏まえて、それを生かす方向性も持ってまた指摘事項に対しては答えるという前提の下でございます。

園山委員。

○園山委員

ちょっと待って。今の再生計画の中身はいつ説明するわけですか。それだけちゃんと約束してもらわないと。会期中に出すとか最終日までとか。

○吉田委員長

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

まず前提としまして議会中には必ず何かここまでのことは御説明できますとかのところでさせていただきたいと思います。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

ありがとうございます。要は県が判断したのはこれですっていうものを出していただければそれだけでいいので、我々がこれ出してくれとかここまでもう出してくれんじやなくて、県がこういうもので判断をしましたというものを出してもらえばいいんですよ。だから、我々が突っ込んで、やれ、これがどうかっていうこと、そういうものじゃないので、ここで県が同意したものをもし出してもらったら。すみません。

○吉田委員長

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

失礼しました。もちろん我々が確認したもので、また、ここまでは守秘義務がかかったようなものといったようなところも踏まえた上で、委員の皆様には最大限出せるように努力したいと思います。

○吉田委員長

そういうことでございます。よろしく申し上げます。

それでは、お諮りいたします。第168号議案及び第176号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第168号議案及び第176号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。なお、第146号議案のうち関係分と報告事項のうち浜田技術センターにおける汚染土壌の撤去については関連がありますので、併せてここで説明を受けたいと思います。

また、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いします。

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、4ページをお願いいたします。まず、令和6年度11月補正予算の11月25日初日提案分につきまして御説明をいたします。補正額のBのところですが、産

業振興課分の産業技術センター運営事業で1, 800万円の増額補正をお願いするものです。

次に、7ページを御覧ください。令和6年度11月補正予算の12月10日中日提案分につきまして御説明をいたします。部全体としましては、5億5,250万円の増額補正をお願いするものです。

2の課別の歳出予算につきましては、商工政策課でLPガスの価格高騰対策として4億50万円、それから、産業振興課で特別高圧電力の高騰対策として1億5,200万円の増額補正をお願いするものです。いずれの事業につきましても、実績を把握し、翌年度にかけて支援をする必要があるため、繰越しをお願いしております。

それでは、続きまして、担当課からの個別の事業の説明に入ります。

9ページを御覧ください。12月10日追加提案の補正予算のうち、商工政策課分について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業の説明をいたします。1の趣旨ですが、国では、酷暑乗り切り緊急支援として、8月から10月までの3か月分の都市ガス料金に対して負担軽減策を実施しました。さらに、このたび経済対策として、令和7年1月から3月までの3か月分についても支援することになっております。

2の事業内容についてですが、今回、都道府県に対してLPガス支援をはじめとしたエネルギー価格高騰対策等を実施するための交付金が措置される見込みになっております。このため、県としましては、積算では1月から3月までが対象ですけれども、できなかった酷暑分も含めて6か月相当になるよう補正の予算をお願いするものです。支援の仕組みはこれまでのものと同じで、単価の設定につきましては下の表のとおりです。制度①の一般家庭等の消費者につきましては、まとめて一律に1件、最大1,200円の値引きをいたします。また、使用量が一定以上ある工業利用者等につきましては、先ほどの①の部分を超えるものにつきまして、1立米16円の単価設定としながら、メーターで使用量が分かる場合は制度②で、ボンベ替えなど使用量がメーターで確認できないものにつきましては制度③の設定で、これは給付金の形で量に応じた支援をするものです。実施時期は消費者の方への支援を確実に実施するために、協力をいただく販売店の繁忙期や消費者の引越しが集中する時期を避け、繰越しをした上で使用量が確定した後の5月以降を予定しております。

予算額は4億50万円です。前回に続き販売事業者の皆様の御協力により実施する予定としておりまして、確実に消費者の皆様への支援が実施できるよう、丁寧な説明を行っていく考えでおります。

私からは以上です。

○吉田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

私からは、まず、第146号議案のうち産業技術センター運営事業についてですが、関連する報告事項、浜田技術センターにおける汚染土壌の撤去についてを先に御説明させていただきます。

資料の12ページを御覧ください。1のこれまでの経緯については8月の本委員会で御説明したところですが、浜田技術センターの耐震改修に伴う第3棟の解体撤去に当たり行

った土壌汚染調査の結果、2地点の表層土から基準値以上の鉛が測定されました。

2のその後の経過としましては、10月に、健康被害が生じるおそれはないが、土地の形質変更時には事前に保健所への届出が必要な要届出区域に指定されております。

そして、3のボーリング調査、どの程度の深さまで汚染されているかを確認し、今後の対応を検討するために実施したのですが、2地点ともに4から7.5メートルの深い深度において基準値が1リットル当たり0.01ミリigramのところ、0.020ミリigramから0.033ミリigramと、基準値を超える鉛が検出されました。このことについて、専門家である島根大学の大平准教授に参考意見を求めたところ、この辺りの地質的な背景のほか、鉛の特性、例えば射撃場といった人為的な鉛汚染でも地表から数十センチの範囲にとどまるのが一般的といったことを考慮すると、深部の鉛は自然由来であると考えられ、今回の汚染との関連性は極めて低いとのことをごさいました。

4の今後の対応としましては、要届出区域に指定されている2地点の表層土の汚染土壌の撤去を実施いたします。撤去する土壌は深さ約1メートルで122立方メートルの量になる予定でございます。深部については自然由来の可能性が高い上に、技術的に撤去が困難なことから、特段の処理はいたしません。そのため、要届出区域の指定はなされたままになります。なお、深さ3メートルくらいのところに地下水の層がありまして、今回の工事に伴い地下水での鉛の溶出が起きていないことを確認するため、観測用の井戸を設置し、水質モニタリングを関連する工事の期間中、実施いたします。その他、浜田市や浜田保健所と情報共有するほか、必要な情報を周辺住民の方へもお知らせいたします。

この関係の予算について、資料の6ページを御覧ください。2の対応について、先ほど説明したとおりですが、表層土の汚染土壌の撤去の予算を要求させていただいております。観測用の井戸の設置費用は、産業技術センター運営事業の既定の予算の中で実施いたします。3の補正予算の要求額は1,800万円で、内訳としては、汚染土壌の撤去費が1,000万円、埋設配管の撤去・復旧費が200万円、汚染土壌の撤去中、撤去後の対策費が600万円としております。4の工事のスケジュールとしては、2月下旬ぐらいまでに実施したいと考えております。

続いて、第181号議案の関係分、中小企業特別高圧電力緊急対策事業についてです。資料の10ページを御覧ください。電気料金についても低圧電力と高圧電力については、国において8月から10月まで負担軽減支援を実施済みであり、さらに、経済対策として令和7年1月から3月まで負担軽減支援を実施される予定です。この国の支援の対象外になっている特別高圧の電気契約で電力を利用している中小企業とみなし大企業に対して昨年と同様に、県において国と同様な8月から10月までと、令和7年1月から3月までの負担軽減支援を実施するものでございます。2の事業内容のところ、対象企業は特別高圧契約で電力を利用する中小企業のほか、みなし大企業についても、昨年と同様に直近の決算において営業損益が赤字の企業、そのほか、特別高圧契約で電力を利用する大規模店舗にテナント入居する中小企業と営業損益が赤字のみなし大企業です。支援金額としては、国における高圧の支援単価と同じ単価で設定し、令和6年8月分と9月分は1キロワットアワー当たり2.0円に使用料を乗じた金額で、10月分と1月分、2月分は1.3円、3月分は0.7円に、それぞれ使用料を乗じた金額とします。上限額は、昨年実施した際の上限額から昨年度の支援期間と支援単価を今回の支援期間、支援単価で乗じ直して、中

小企業は1,400万円、みなし大企業は600万円、または直近の決算における営業損益の赤字額のいずれか小さい額としております。実施の仕方といたしましては、対象企業から県への申請により補助金を交付する流れで行い、申請期間としては令和7年4月中旬からを予定しております。4の予算要求額としては1億5,200万円で、事務が翌年度にわたることから令和7年度への繰越明許費も合わせて要求させていただいております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等ありましたらお願いします。

園山委員。

○園山委員

この財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というやつですか。で、10分の10ですか。

○吉田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

まだ国のほうでは確実ではないのですが、そのように見込んでいます。

○吉田委員長

園山委員。

○園山委員

だから、今、国会につるしとる臨時交付金でしょう、あの財源は。

○吉田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

そのとおりでございます。

○吉田委員長

園山委員。

○園山委員

この重点支援地方創生臨時交付金というのは、職員人件費には使えんけども、例えば今の指定管理だったり、それから、公共工事の人件費相当分の引上げとか、そういうものには使えますよね。

さっき福田委員が質疑された内容です、これ。だから、当然こういうものが使えるという見込みを立てて予算出すんだったら、どういうものにこれが充当できるかって、当然、レクチャー受けているでしょう、財政課から。

○吉田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

重点交付金の対象としましては、今お出ししてますエネルギー価格のものに加え、消費者を下支えするもの、それから、省エネ家電の買換え促進にするもの、その他、事業者支援につきましては、医療・介護・公衆浴場等の物価高騰対策、それから地方公共団体発注の公共調達における労務費、それから価格転嫁を円滑のための事業費、水道料金の免除と

いったものがメニューの中に入っております。

○吉田委員長

いいですか。

ほか、何かありますでしょうか。

ないようでしたら、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、お諮りいたします。第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査は終了とします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

順次説明をお願いします。

青戸国際観光推進室長。

○青戸国際観光推進室長

資料の11ページでございます。私からは、ベトナム航空による国際チャーター便の運航について御報告をいたします。

1ポツ、概要でございますが、昨年12月に締結いたしましたベトナム航空及びエムエスツーリストとの覚書等に基づいて、今年5月に引き続いて第2段のチャーター便の運航を3月に予定しております。日程は3月21日から25日でございます。販売席数は前回と同じく170席でございます。

ツアーの内容でございますが、インバウンドではベトナムからお越しの皆様を中心に鳥取県、広島県、岡山県を周遊していただくコースのツアーを設定しております。また、アウトバウンド、こちらから行っていただく方に関しましては、前回5月に実施したベトナム北部のコースに加えまして、中部コース、南部コースを設定しております。チャーター便運航に向けた取組といたしましては、インバウンドへの対応といたしましてはベトナムの旅行会社を今2度ほどお招きいたしまして県内視察や、また、フェイスブックでのプロモーションなどの取組により、今回のチャーター便におけるツアー参加者、また、ベトナムからの別な形で来訪を募ってまいりたいと考えております。アウトバウンド、こちらからお出かけいただく方への対応といたしましては、地元情報誌への広告の掲載、ベトナム関連イベントにおけるPR等を地域振興部のほうで実施していただき、地元の多くの皆様にツアーへ参加いただけるよう取組を進めております。

3ポツは関連した取組でございますが、ベトナムから愛知の中部国際空港を経由して出雲縁結び空港に入り島根県を周遊していただくツアーを協定先であるエムエスツーリストに造成いただき、年明けの1月から3月の間、計15回程度の実施を予定しております。

これらチャーター便やツアー造成の実績を積み重ねていくことで、ベトナムからの来訪の増加を図り、ベトナムからの連続チャーター便、定期便の就航につなげていけるように取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○吉田委員長

小松原企業立地課長。

○小松原企業立地課長

それでは、私からは3件の御報告をいたします。

まず、資料の14ページ、安来市切川地区工業用地造成事業の状況についてです。本事業につきましては10月の当委員会でも御報告いたしました。出雲村田製作所、安来市、県の3者で7月に調査等実施協定書を締結し、1ポツの実施内容等に記載しておりますが、用地確保や用地造成に向けた各種調査等を行ってまいりました。出雲村田製作所をはじめとする関係者とは、毎月定期ミーティングを開催し、情報共有してまいりました。こうした情報を基に、出雲村田製作所で用地造成に着手するか検討をされている段階ですが、当初予定どおり今月中には判断を出されるものと見込んでおります。

2ポツの今後の対応見込みですが、出雲村田製作所からの結果連絡を受け次第、地権者や地元関係者などに連絡をする予定としておりますが、用地造成に進むと判断された場合には、その後、表の用地造成事業の想定工期のとおり令和7年4月に用地造成事業の実施に関する協定書を締結後、用地取得、詳細設計、開発許可に向けた手続などを進め、令和7年度後半には用地造成工事に着手する予定としております。それに伴う事業費につきましては、令和7年度当初予算に必要な経費及び県の責任で事業を中止せざるを得ない事態を想定した債務負担行為を盛り込み、2月の定例会に上程する予定としております。

次に、資料15ページ、江津地域拠点工業団地（第3期造成）についてです。第3期造成は、1ポツのこれまでの想定のとおり約13ヘクタールの規模、現状単価も平米2万円で令和9年度中の分譲開始を目指すということで、令和5年2月議会において御説明し、事業に着手しているところです。

次の16ページになりますが、図面のほうが下のほうにあります。こちらの平面図に記載しておるとおり、ちょうど図面の左側が国道9号線のほうになるんですけども、赤の破線が右側のほう書いてある工業団地の一番奥の丘陵地、こちらのほうを造成するというものになっております。

15ページに戻っていただきまして、続いて、2、状況変化ですが、表のとおり従来試算では、造成経費25億円と管理費等6億円の計31億円を見込んでおりましたが、企業局において詳細設計を行ったところ、軟弱地盤の改良工事が金利上昇リスクの反映などにより造成経費が7億円、管理費等が3億円の計10億円コスト増となる見込みとなりました。コスト増を分譲単価に反映させると平米当たり5,000円上がることとなりますが、近隣県を含めた工業団地の分譲単価を考慮しますと、この単価では分譲が進まないことが想定されます。

3の対応の考え方としては、石見地域の産業基盤として立地を進めるためには、現行の平米単価2万円の範囲内に単価を抑制する必要があると考えています。続いて16ページになりますが、このため単価抑制の手法として、一般会計から宅地造成事業会計へ事業費の増加分に相当する10億円を補助したいと考えております。具体的に補助をする年度と

しては、造成工事が本格化する令和8年度から10年度の3か年を想定しております。この補助の財源としては、企業局の電気事業会計の利益剰余金を考えております。電気事業決算の利益処分を経て、今後もある程度一般会計へ繰り出す予定であり、繰り出した額のうち10億円を活用するというものでございます。利益剰余金の処分につきましては、議会の議決を要するため、その都度、利益剰余金の全体の使途の考え方や、その時点における造成コストの状況等を御説明し、支援の必要性の判断を受け、最終的には予算審議を経て補助を決定する予定としております。例えば令和6年度の利益剰余金は令和7年度に利益剰余金処分の議決をいただき、令和8年度当初予算の審議いただきまして一般会計へ繰り出し、補助の予算化を行いたいと考えております。

(3)のさらなる工夫検討ですが、今後、企業局において区画割りや形状を見直し、地盤改良費など造成コストの減を検討し、事業費の増嵩を抑える工夫をしますが、それに伴い、当初の令和9年度の工事完了から令和10年に工期の延長が必要になるということが見込まれております。

最後に、企業立地計画の認定についてです。17ページになりますが、1件目は、松江市に本社があります島根自動機株式会社から電気自動車向けのリチウムイオン電池製造装置設備の受注拡大に伴い、ソフトビジネスパーク島根内に工場と生産設備の増設する計画が提出され、11月29日に立地に関する覚書を締結いたしました。島根自動機株式会社は昭和57年に松江市で設立され、電池や自動車部品などを製造するメーカー向けに生産性向上に寄与する自動化設備を製造され、着実に事業を拡大してこられました。今回の計画は、世界的に電気自動車のシェアが高まりバッテリーの価格低減が課題になる中、自社開発された世界最高レベルの生産性を実現するリチウムイオン電池製造装置を生産するため、ソフトビジネスパーク島根において新たに第6工場を増設されるもので、操業後3年で30名の雇用増を計画されております。

続いて、18ページになります。2件目は、浜田市に本社があります株式会社デルタ・シー・アンド・エスから自動車向けのシートカバー受注拡大に伴い、雲南市内で工場と生産設備を増設する計画が提出され、12月16日、来週になりますが、立地に関する覚書を締結することとしております。株式会社デルタ・シー・アンド・エスは、広島県に本社がありますデルタ工業株式会社の子会社として、平成22年に浜田市に浜田本社工場、平成27年に雲南市に雲南工場を設立され、自動車メーカー向けにシートトリムと言われる部品を製造されており、着実に事業を拡大してこられました。今回の計画は、雲南市の藤が丘企業団地に所在する雲南工場の敷地内で工場の増設をされるもので、操業後3年で15名の雇用増を計画されております。

私からは以上になります。

○吉田委員長

岡崎経営力強化支援室長。

○岡崎経営力強化支援室長

それでは、19ページを御覧ください。島根県中小企業・小規模企業振興基本計画（案）について御説明をいたします。この計画は条例に基づく基本計画であり、今年度末に現計画が終期を迎えることから改定するものです。さきの9月議会の委員会で骨子案について説明をいたしましたが、計画案を策定いたしましたので概要を説明いたします。

これまでも中小企業は地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在ですが、様々な要因によって企業数はここ10年ほどで年平均470社減少しております。県内の中小企業者は約1万9,000社強という状況にあります。これら中小企業・小規模企業を下支えするために、2ポツの中段、イメージ図の中央にあるように、4つの支援方向性を示し支援をいたします。個々の企業支援として、まず生産性向上、2つに人材の確保・育成、定着、3つに創業と事業承継の推進、さらに面的な産業支援として、4つ目になります。地域の強みを生かした経済の活性化としております。

これを具体化する支援施策は、その右側に記載しております。県の施策を体系的に26に整理、分類いたしまして、県の最上位の行政計画となります島根創生計画を踏まえ、条例の基本方針と整合を図りながら、計画案に落とし込んでおります。これらの施策はいずれも漏らすことのできない重要なものですが、その中でも近年の商環境の変化を踏まえ、特に3つの支援施策について説明いたします。

上に上がっていただきまして、1ポツ、考慮すべきポイントを御覧ください。まず、省力化支援です。背景には深刻な人手不足があります。求人活動をしても充足に至らず、やむを得ず事業規模を縮小せざるを得ない事業者が少なからず存在しております。そのため設備投資や現場改善等の省力化支援を行います。さらに経営環境の変化に対応するため、企業の行う経営革新などの取組について専門家派遣等で支援をいたします。

2つ目に、若者の県内就職の促進です。これにつきましては、この後、島根県雇用対策計画の報告を予定しておりますので、詳しい説明は譲りたいと思いますが、島根で働く魅力や意義について、その保護者を含めきめ細かく情報提供する一方で、受け入れる企業側にも働く人の視点に立った魅力ある職場づくり等で支援をいたします。

3つ目に、事業承継支援です。事業承継は長いスパンを見据えた支援となります。事業者ごとに課題や対応方法が異なるため、早期、計画的に取り組むことがとても重要です。さらに、今年度支援し方向性を示すことができても、次年度以降、他の企業がその次の世代が事業承継のタイミングを次々に迎えることとなりますので、支援を要する対象企業が次々と上がってまいります。円滑な事業承継を進めるために市町村、商工団体、士業等の支援機関と連携し、案件の掘り起こしから事業承継計画の策定、承継のフォローまで総合的な支援を行います。また、後継者不在の事業者に対しましては、親族や従業員に限らずM&A、新規創業を希望する第三者との承継を模索し、島根県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携しながら、マッチングを行って支援をいたします。その他として、不利益を被る下請企業、価格転嫁に苦しむ企業に対しましては、下請かけこみ寺といった制度を周知するなど、国と連携をして支援をいたします。

なお、これらは今後5年間の計画の中で1年から2年程度の短期の支援のポイントであり、その時々合った中小企業の課題については柔軟に対応し、計画を見直すことといたします。計画の進捗管理につきましては、次期島根創生計画のKPI設定を踏まえ検討し、対外的な評価もいただきながら適切に実施をいたします。

成果を出すためには、県庁だけでは当然、無理でございます。計画に込めた思いを共有し、理解をしていただき、実践をしていただく。それは伴走支援をする商工団体、我が街ごととして参加いただきたいと思います。場合によっては、金融機関等々のお力添えをいただきながら、計画を進めてまいりたいと思っております。

今後の策定スケジュールですが、3ポツになります。計画の内容につきまして、市町村や商工団体などの支援機関への意見照会、パブリックコメントなどをいただき、さらによいものになるよう努めてまいります。以上となります。

○吉田委員長

細田雇用政策課長。

○細田雇用政策課長

それでは、私からは令和7年度からの島根県雇用対策計画の案について御説明をさせていただきます。資料は41ページでございます。10月の当委員会におきまして骨子案について御説明をいたしました。この計画は次期島根創生計画と整合を取りまして、地域の産業を支える人材の確保・育成・定着を進めるための実行計画として取り組む事業を体系的に取りまとめるものでございます。

見直しの視点といたしましては、労働力不足の課題は継続しております一方で、デジタル技術を活用した働き方が広がるなど、雇用環境の変化も生じておりますことから、継続した課題に引き続き対応することに加えまして、雇用環境の変化に対応するため、1、若者の県内就職促進、2、多様な就業の支援、3、魅力ある働きやすい職場づくり、4、地域の産業を支える人材の育成の4つの柱に整理をいたしまして、施策を推進していく考えでございます。

(3)で施策の方向性と主な取組を記載してございます。現在の計画からの主な変更箇所、また、拡充を検討している取組に下線を引いておりますので、この部分について御説明をさせていただきます。まず、1の若者の県内就職の促進は、これまで2の多様な就業の支援の中に位置づけておりましたが、対象に応じた取組を分かりやすく整理する観点から、別建てといたしております。表の中の(2)高校生・専修学校生・大学生等の県内就職の促進では、県内企業を知る機会として企業との交流の場を拡充すること、また、現在、近畿や山陽地方で展開しております学生就職アドバイザーの取組について、活動地域の拡大を検討しているところでございます。さらに、若者が就職先を決めるのに一定の影響を持ちます保護者の方を対象とした企業の魅力発信の強化といったことも検討をしているところでございます。また、(3)としまして、企業の採用力の強化の項目を新たに設けております。これまで採用活動の改善に向けました専門家の派遣や情報発信の改善の支援などを行ってまいりましたが、インターンシップの充実に向けた企業の支援などを検討しております。

続きまして、2の多様な就業の支援では、多様な人材の労働参加を一層進めるという視点で、対象に応じて項目を分けて整理をしております。(3)では、外国人の雇用に関しまして今後の育成就労制度の開始を見据えまして、事業者への情報提供や人材の定着に向けた職場づくりへの支援などを検討していく考えでございます。表の右側、3の魅力ある働きやすい職場づくりでは、働きやすさに加えて、やりがいや魅力を感じられる職場づくりが広がっていくように、個々の取組の中で工夫をしていく考えでございます。

4の人材の育成では、若者や退職者等の職業能力開発に加えまして、必要性が高まっておりますデジタル人材の育成の項目を新たに設けております。IT技術者、また、企業の中でデジタル技術を活用する人材の育成といった内容を記載しております。なお、成果指標、KPIにつきましては、創生計画と連動して設定した上で進捗管理を行っていく考

えでございます。

今後のスケジュールといたしましては、この後パブリックコメントを行いまして、それまでにいただいた御意見を反映した最終案につきまして、再度、審議会の審議を経まして、2月議会で御報告することとしております。

42ページ以降は、計画案の本文を載せてございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長

説明がありました、質疑等をお願いいたします。

生越委員。

○生越委員

若者の雇用の関係の話は今、細田雇用政策課長もされたように、8年か9年ぐらい前の話ですけども、西部のほうの経営者からちょっと悲鳴に似た声を聞いたことがあって、西部のキャリア教育をしている高校のパンフレットに、こういうところに就職しています、広島の大企業ばかり書いてあるんよね。それで、要は就職指導をしている先生から見ると、マツダに入れました、中国電力に入れました、中国電力は島根県にも多少ありますけども、それは誉れに近い話だと思いますけれども、そういうことをやられたら来てくれませんかという悲鳴が実はいただいたことがあって、それで1回ちょっと議会の委員会で、ちょっともんだことが私あるんですけども、その後、そこら辺がきちっとやられているのかどうなのか、それは就職指導しとる先生から見りゃあ、大企業、その親さんに話したときも、格好がいいけって言い方はちょっと失礼かもしれんが、大手にちゃんと入れとりますよという、非常に説得力もあるかもしれませんが、地元へどんどんこの子どもたちが活躍してますよというメッセージが出たほうが、地元の経済界に対する大きなメッセージになるんじゃないかと私は思うのですが、そこら辺りがきちっとできているのかどうなのか、当然それを商工労働部というよりも、教育委員会と連携してできているのかどうなのか、それを確認したいと思って、今、手を挙げさせていただきました。

○吉田委員長

矢野若年者就職促進室長。

○矢野若年者就職促進室長

若年者就職促進室の矢野でございます。高校生の県内就職の取組のところでございますけれども、今、委員のほうから八、九年前ということでしたけれども、今、若者の県内就職の取組としまして、高校生に向けては雇用政策課と、それから、西部県民センターのほうに人材確保育成コーディネーターという、会計年度職員ではありますけれども、高校のキャリア教育の場面を支援する形でコーディネーターが地元の企業を知るといったような、学校で企業と生徒が交流する機会を積極的に設けておりまして、県内就職に向けた意識づけをしておるところでございます。先ほど言われたマツダさんとか、中電といったような広島の企業さんといったところは、西部ですね、西部のほうの取組は八、九年前とまたちょっと変わってきておりまして、地元の誘致企業さんなどもありますけれども、製造業のほうも、企業見学に出かけたり学校で企業さんとの交流を進める中で、西部の生徒さんの意識も県内にこんなすてきな企業があるんだということを認識しはじめておりまして、少しずつではありますが県内企業への意識を高めているというふうに、そこは高校、教育委員会とも連携を取りながら進めておるところでございます。

○吉田委員長

生越委員。

○生越委員

今、力強い言葉を聞いたのでうれしく聞いておりましたが、決して子どもたちの就職をここに絞りなさいと言っているわけじゃなくて、子どもたちの選択肢も広げちゃならないけませんけん、東京だろうが大阪だろうが、自分たちが出たいところに出ていくことができる環境は整えてあげないけんと思っておりますが、それに負けんように、地元の企業がしっかりと、また、親さんが、やっぱりここがいいじゃないかと言ってくれるような紹介の仕方といいますか、頑張っていたきたいと思えます。

○吉田委員長

ほか、いかがでしょうか。

福田委員。

○福田委員

同じく雇用対策計画ですけれども、外国人雇用の事業者支援ということで、アンダーラインが新たに引いたということで先ほど御説明がありましたけれども、徳島県が外国人雇用のための促進をするための組織として、徳島県が徳島県の行政書士会に委託をされて雇用サポートセンターというのを行政書士会内に設置されたんですね。大変、私いいことだと思っています。島根県もこれから、先ほど説明があったように安来に約3,000人の最終的には雇用の確保ができる場ができる、恐らく相当の外国人を採用しないと人材確保が難しいのではないだろうかと思ったりもするものですから、行政が事業者への説明等、これも必要なことだと思っていますけれども、国家資格を持った行政書士さんですので、しかも近年、外国人雇用についての専門部署もつくられたぐらいですから、一度、相談に行かれたと思います。御丁寧に対応してくださったというふうに伺っておりますけれども、このつくられた雇用計画は実行計画ですから、そういうアウトソーシングして具体的なものは民間に任せて、政策的なことを県のほうではむしろなさった方がいいのではないかと私は思っています、まだ人数が少ないという説明もあったかもしれませんが、人数が多い少ないという判断ではなくて、なるべく皆さんが仕事される上では政策的な判断を要する仕事をされて、事務的な作業は委託事業をされたほうが効率的ではないだろうかかと、こんなふうに思っております。また、行政書士会でやっておられることの幾つかは、例えば大規模災害のときに災害対応は各自治体がするんですけれども、どうしても人手不足になる。そうすると、様々な行政手続については総務省のほうから行政書士会にというふうなことで、各地域と協定をしながらそうした事業も進めておられますし、マイナンバーカードの取得、これについても各地域の公民館に出向いて、その支援の作業をずっと相談やってきておられますので、企業の方が日本人を採用するのと違って様々な日本人との違いがあって、在留手続があったり様々な手続があったりしますから、むしろプロの方に手続的なことは、あるいは相談業務はお任せされたほうが、外国人を活用すると同時にせっかくある組織も活用なされたほうがいいのではないだろうかと思っておりますが、この間、御相談されてどんなふうを受け止められたのでしょうか。

○吉田委員長

細田雇用政策課長。

○細田雇用政策課長

福田委員のほうから御紹介いただきましたように、先日も行政書士会のほうからもお見えになりまして、徳島県の取組など御紹介をいただいたところでございます。現在、雇用政策課の中に、事業者さん向けの外国人雇用の相談窓口を設けておりまして、そういった機能、今、私どもが持っている機能とある程度似たようなところもありますし、やはり行政書士会さんがやられているっていう中で、少しプラスアルファのところもあるのかなというふうに受け止めております。ちょっと御提案いただいたばかりですので、この先おっしゃるように外国人雇用というのも増えていくというようなところもございまして、そういった体制でいくのかということ、いろんな可能性も含めまして考えていきたいというふうに思っております。

○吉田委員長

福田委員。

○福田委員

ありがとうございました。

検討していただければ喜ばます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

雇用対策についてなんですけども、ちょっと私も幾つか以前に相談いただいた内容で、高齢者といいますか、今は定年が大体60歳から65歳に延びて、その後、働かれる人は70歳までは働いておられる方、今の時代、70歳の方ってすごい若いんですね。70歳以降、何か職に就きたいと思ったときに、実際、全然もう職がないっていうのがあって、例えば西部のほうから松江に住んでおられて、老後、実は実家に帰るつもりだったけども、奥さんとのいろんな話で松江に残りたいってなったときに、当然アパートに住んでおられたので、月6、7万円は必要なわけで、そうしたときに、じゃあ、どうやって維持するんだってなったときに、やっぱり働く必要がある。でも、71歳以上になってくると、そもそも雇ってくれる場所がない。学校の例えば門番っていても朝と夕方のちょっとした時間で、なかなか生活費は賄えないってところが、結構幾つか私も相談受けたんですけど、なかなか確かに探すとなんか難しい、書き方が大変だと思うんですけど、現に困っておられる方がおられるのでちょっと、頭の片隅にぜひ入れておいていただきたいなというふうに思います。何か回答があればお願いします。

○吉田委員長

細田雇用政策課長。

○細田雇用政策課長

御意見ありがとうございます。

今の計画におきましても、1つの項目として高齢者の方の就業促進というところを掲げさせていただいておりまして、例えばもちろんハローワークでマッチングというところもございまして、県のほうでもミドル・シニア仕事センターというのを設けまして、こちらで高齢者の方を中心とした職業紹介といったこともさせていただいております。

ただ、やはりお話を伺いますと、先ほど御紹介いただいたような70歳、75歳以上というところになりますと、やっぱりなかなか御希望の職が見つからないというような御事情もあるというふうにも伺っております。おっしゃったようなところ、やっぱりこれから人口減少も進む中で、元気であれば高齢の方であってもぜひ仕事に就いていただくというのは必要なことだと思っておりますので、そういった職業紹介の機能をより高めていくということと同時に、やはり企業のほうでも高齢者の方の雇用といったところにしっかり理解をしていただいて、活用を進めていただくというような方向での啓発といったことも併せて進めていきたいというふうに考えております。

○吉田委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了とします。

この際、商工労働部全般に関しまして、委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、以上で商工労働部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き、委員間協議をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○吉田委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告についての御相談であります。

11月26日の本委員会において、調査テーマをまとめた委員長報告（案）をお示しし、委員の皆様から御意見をいただいたところであります。本日は、その御意見を踏まえて、修正した案文を再度準備しております。

それでは、事務局のほうから説明させます。

○事務局（狩野書記）

それでは、3ページ目を御覧ください。11月26日の委員間協議でいただきました御意見といたしましては、執行部に対する要望事項として、④の企業支援のところ、企業支援に関しては事業費の充実が必要ではないかということ、⑤の農林水産業従事者の所得向上については、売上げを伸ばしている企業体が引っ張っていき所得を向上させる核となる。そのような企業体がもっと伸びる環境づくりが必要ではないか。

ページを移っていただきまして、4ページ目でございますが、観光振興のところでは、島根県のインバンドが全国最下位であり、現状の検証を執行部に求めていく必要があるのではないかという御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、修正されております該当箇所を読み上げさせていただきます。

④からでございます。

働き方の多様化などにより、起業を目指す若者が増えており、若者のニーズを酌み取った支援策を講じるとともに、起業後も事業が継続・発展するよう技術的な助言等伴走型支援を強化すること。

農林水産業においては、付加価値の高い商品づくり、販路拡大を目指す生産者や企業への支援、中小規模生産者の牽引役となる大規模経営体等が自らの発想で事業展開できる環境づくりなどを通じて農林水産業に従事する人の所得を向上させる取組を推進すること。また、深刻な担い手不足の状況を打破するために、自然の中で働く喜びなど農林水産業の魅力や県の支援策を県内外に発信する取組を強化して、これまで以上に新規就業者確保に努めること。

コロナ禍が明け、県内への観光客数も回復傾向にある中、出雲空港への国際便の就航や近隣県の米子、広島、岡山空港からのインバウンドの県内誘客が図られるよう、本県の訪日外国人宿泊者数の現状を検証し、実効性のあるインバウンド観光を進めること。また、観光を通じた地域活性化が図られるよう、観光施策の充実を図ること。

以上、修正箇所を読み上げさせていただきました。

○吉田委員長

修正後の案文でございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、調査テーマに係る委員長報告につきましては、この案のとおりとさせていただきます。

また、本日の委員会も踏まえて、委員長報告に当たりまして特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いしたいと思います。

〔「御一任します」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、今回の委員長報告については、調査テーマの報告と合わせて作成するという事で正副委員長に御一任いただきよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてであります。お配りした案のとおり、議長に申し出る事としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

では、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上であります。ほかにありませんか。

では、これもちまして農林水産商工委員会を閉会といたします。